

第二百四回国会
衆議院

消費者問題に関する特別委員会議録 第七号

令和三年四月二十七日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 永岡 桂子君

理事 穴見 陽一君

理事 勝保 孝明君

理事 牧原 秀樹君

理事 柚木 道義君

理事 哇元 将吾君

井出 庸生君

小倉 将信君

神山 佐市君

木村 弥生君

小泉 龍司君

土屋 品子君

中山 展宏君

百武 公親君

穂坂 泰君

大西 健介君

堀越 啓仁君

畑野 君枝君

井上 一徳君

議員

尾辻かな子君

井上 信治君

和田 義明君

小野田紀美君

政府参考人

平川 薫君

政府参考人

黒田 岳士君

政府参考人

加納 克利君

政府参考人

局長

政府参考人
(消費者庁次長) 高田 潔君
政府参考人
(消費者庁審議官) 片桐 一幸君
政府参考人
(消費者庁審議官) 坂田 進君
政府参考人
(林野庁林政部長) 前島 明成君
衆議院調査局第一特別調査
室長 藤田 和光君

委員の異動
四月二十七日

辞任

伊藤信太郎君

土屋 品子君

百武 公親君

山下 貴司君

中島 克仁君

同日

辞任

神山 佐市君

神田 裕君

工藤 彰三君

穂坂 泰君

神田 裕君

山下 貴司君

中島 克仁君

同日

辞任

神山 佐市君

神田 裕君

工藤 彰三君

穂坂 泰君

神田 裕君

山下 貴司君

同日

辞任

井出 庸生君

補欠選任

山下 貴司君

四月二十六日

の改正、同法指針の改正後の執行を求める意見書(北海道美唄市議会)(第一九四九号)

悪質商法による消費者被害をなくすための、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書(北海道赤平市議会)(第一九五〇号)

悪質商法による消費者被害をなくすための消費者被害防止関係法一括改正法案の早期成立等を求める意見書(大阪府議会)(第一九五一号)

悪質商法による消費者被害をなくすために、特定商取引法・預託法の改正及び執行強化を行い、契約書面等の電子化にあたっては拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書(大阪府堺市議会)(第一九五二号)

故人が契約していた定額サービスの契約を遺族又は親族が速やかに解約できるよう対策を講じることを求める意見書(埼玉県所沢市議会)(第一九五三号)

消費者被害の防止に向けた預託法等の改正及び法執行の体制強化等を求める意見書(札幌市議会)(第一九五四号)

成年年齢引き下げに伴う未成年者取消権喪失への対応を求める意見書(東京都町田市議会)(第一九五五号)

特定商品等の預託等取引契約に関する法律及び特定商取引に関する法律の改正に関する意見書(東京都議会)(第一九五六号)

特定商取引法及び預託法での契約書面等の電子化の拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書(大阪府大阪狭山市議会)(第一九五七号)

預託法及び特定商取引法の改正並びに執行強化を求める意見書(岩手県議会)(第一九五八号)

預託法等の改正及び執行強化を求める意見書(神奈川県相模原市議会)(第一九五九号)

預託法等の改正及び執行強化を求める意見書

(京都府議会)(第一九六〇号)

預託法及び特定商取引法の改正と執行強化を求める意見書(大阪府泉大津市議会)(第一九六一号)

預託法等の改正及び執行強化を求める意見書(大阪府八尾市議会)(第一九六二号)

預託法及び特定商取引法の改正と執行強化を求める意見書(大阪府和泉市議会)(第一九六三号)

預託法及び特定商取引法の改正と執行強化を求める意見書(大阪府大阪狭山市議会)(第一九六四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案(川内博史君外十名提出、衆法第一五号)

○永岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案及び川内博史君外十名提出、消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣

法制局第二部長平川薫君、内閣府規制改革推進室次長黒田岳士君、消費者庁次長高田潔君、消費者庁審議官片桐一幸君、消費者庁審議官坂田進君、林野庁林政部長前島明成君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○永岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧原秀樹君。

○牧原委員 おはようございます。自民党の衆議院議員の牧原でございます。

こうした機会を賜りまして、永岡委員長、伊藤筆頭、柚木筆頭理事を始め、皆様に感謝を申し上げます。

今日は特商法と預託法の改正ということで、これは大変重要な法改正だと思っています。私も、弁護士時代、そしてまた議員にならせていただいたから、度々こうして、消費者被害をなくしたいという思いで様々関わってまいりました。

特にこの特商法というのは、クーリングオフ等の様々な規定があつて大変重要な法律であると思う一方で、現実には、自由主義経済の中で、憲法上、営業の自由も保障されている中では、この特商法はいわばそれを規制する側で、これは例外つまり、常に憲法上の合理性の基準に照らされて、これが合憲かどうか、こういう判断を受ける。大変、そういう意味では、消費者保護と憲法上の営業の自由とのバランスをどこでどう取っていくか、こういう難しい判断が常に求められている、こう思っております。

私が知っているアメリカやヨーロッパの法律では、例えば製造物責任みたいなものというのは非常に重く規定がありますけれども、他方で、この特商法的なものというのは、やや、欧米の方は、自由に比重を置いていて、詐欺的なものというの

は、消費者側もしつかりとそれは自分自身で防御しなきゃいけないという面を重んじている。他方で、日本の場合には、より保護を重んじてきて、どちらかというと営業の自由よりもこの保護を重んじてきて、そして、何か事件が起さればそれを穴埋めしてきたという歴史を繰り返してきたわけでございます。

今日、資料の①に、類似事案ということで、これは消費者委員会が預託法の問題について討議をしたときの資料として提示されているものでございますけれども、古くは豊田商事という大事件があつて、このときには三万人近い方が二千億近い被害を受けて、多くの、特に御年配の方が、場合によっては自ら命を絶たれる事例もあつたということで、これは本当に、日本のこうした消費者被害事件としては大変大きな社会的な影響があつたものでございます。

それから度々起きてきて、私が一期目のときに大変問題になっていたものとする、安愚楽牧場事件という事件があつて、これはかなり有名な牧場で、新聞広告等もしようちゅうしようちゅうあつたものですから、多分、多くの人が、これが詐欺事件だとは気づかないまま、みんなが知っていた牧場だったというふうに思いますけれども、結果的には、七万三千人で四千二百億という大変大きな被害になりました。

最近ではジャパンライフ事件とか、ケフィア事業振興会事件等、また三万人を超えるような事件もあつて、それぞれ被害額は一千億とか二千億とかいうレベルですから、これを合計すると一兆をはるかに超えるような金額の消費者被害が起きてきているわけでございます。

その都度その都度、私も法改正については、事件を防ぐためにこの法改正をやるんだということで、今回も、多分、預託法の改正についてはジャパンライフ事件が非常にバックボーンにあつて、こういうような事件を起こさないということで原則禁止をするということになるんだと思いますけれども。

改めて、こうした消費者被害の事件が繰り返し繰り返し起きるということについて、例えば、その事件を起こした人たちが悪いといつて刑事裁判にかけたりして罰を受けていただくとかいうような形。そして、その事件その事件の被害者の方の被害をどう弁償するかという個別の事件の問題として捉えるのではなくて、やはり、抜本的な原因、こういう事件が繰り返し起きるのは何なんだというところがある程度、政策当局としては考えながら、個別の対処じゃないやり方を、私は、消費者庁はその責任のまさに統括官庁であるわけですから、やはり考える必要があると思います。

そこで改めて、繰り返しこういう事件が起きる、なかなかなくならない、その根本的な原因を何だとお考えになっているのか。悪い人間はなくならないとか、日本人はやはり人がいいんだとか、いろいろな意見はありますけれども、消費者庁としてそこについてどのように考えているのか、〇井上国務大臣 販売を伴う預託等取引、すなわち販売預託については、これまでも大規模な消費者被害が発生しており、その取引自体に消費者被害を引き起こす側面があると考えています。

その理由としては、消費者庁検討会の報告書にもありますとおり、販売代金の支払いという形式で消費者から金銭の出捐を元本保証又は類似するものと誤解させた上で行わせるとともに、新規の契約者への物品の売買代金で既存の契約者に供与を約した配当を支払うことが一時的に可能であることなどが考えられます。また、販売の対象となる物品などが存在しないことが発覚しづらいことも考えられます。

もともと、現行の預託法は、預託等取引を中心とした規制であり、販売については、その勧誘のみに関する規定にとどまっております。

こうしたことを踏まえて、今般の改正法案では、委員がおっしゃるとおり、まさに抜本的な改正として、販売預託を原則として禁止することとしました。これによって、販売預託による消費者

被害の発生を防止してまいりたいと思います。

○牧原委員 今回の法律が抜本的な預託取引に関する被害の防止になるんだということは、私もそうじゃないかというふうに思っているところがございます。そうすると、これまで被害に遭つた方が、もつと早く禁止しておけばよかったじゃないかという議論もありつつ、先ほど申し上げたように憲法上の問題もありますから、こうした事件がやはりまた起きたということで、今回、原則禁止になるということは、私は非常に意義が大きいかなとは思っております。既に相談の中でいっぱいこういう犯罪の端緒は明らかになりますから、消費者庁としては、こうした事件が起きないように、是非これからよく見ていただきたいなと思います。

そういういつも、例えば、先日の新聞で、USBメモリーのVISION社の方たちが、同じ業務形態のWILL社が業務停止期間中にも新規勧誘をしていて、そしてそこにはジャパンライフの関係者も関与していたということがありました。これは、既に野党の皆様の質疑の中でも出ていたことでございます。

業務停止をしていた会社の社員とか過去に関わっていたような人たちが繰り返し繰り返している事件を起していくというのは、いわゆる詐欺的な商法ではよく見られることですね。同じ人が、若いうちにそういうことをやってやり方を覚えて、それでまただまして、そこに関わった人がまた覚えてだましていくという悪循環というのは非常によく見られることでございます。

これをやめるために業務停止というのをやっているわけですが、業務停止期間中にはかのことやれるのでは業務停止ということ自体に意味がないんじゃないか、こういう批判も当然なされるわけでありまして、より強力な手段が必要なのではないか、こう考えますが、いかがでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。現行の預託法においては、法違反行為を行った

預託等取引業者に対し、一年以内の期間を定め、その業務の停止等を命ずることが可能です。

今般の改正法案においては、法違反行為の再発等を防止する観点から、停止の期間を二年以内に伸長するとともに、この取引停止命令に違反した預託等取引業者の役員等に対する業務禁止命令等を新たに設けることとしているところでございます。

○牧原委員 業務停止ではなくて禁止ということ、大きな一歩だ、こう思いますし、これも、先ほど申し上げたような憲法上の職業選択の自由、これを制限するものでありますから、その判断というのは本来慎重であるべきものだと思いますけれども、他方で、これだけ歴史的に、同じ人たちが同じような事件を繰り返す、業務停止を受けようが、へらへら笑ってほかの人をだますという許せないことが繰り返されているわけですから、私は業務停止も必要だと思いますし、罰則もありませうけれども、そうしたこともきちんとやっていただきたい。

私も刑法の再犯防止なんかやっておりますけれども、一方で更生の可能性を信じてやるということも重要ですが、やはり、犯罪によつては同じようなことを繰り返すという傾向が非常に強いものもあります。この詐欺的なものというのは、私も取調べなんかしたことがありますけれども、繰り返すんですね。一度人をだまして、悪いなと思わないで、もうかるとか、こう思う人というのは、非常にそれを繰り返す傾向があるんじゃないか、こう思わざるを得ない事例が過去にもたくさんございます。そういう意味で、是非、禁止をして、ちゃんとそれを管理するというか、そこまで警察とも連携をしてやっていただきたいということとをくれぐれもお願いをする次第です。

先ほどありましたように、預託法の原則禁止ということ、商品の種類による抜け道というのはなくなつたかもしれませんが、他方で、商法的なすり抜けというのはないのかということと、弁護士会を始めいろいろ人が懸念をしてい

ます。どうしても、抜け道抜け道があるということとなんですね。

ケフィア事業振興会という、先ほどの表の一番最後に、新しいものについては、オーナー制度というものを利用したものでございますけれども、これは、預託法とかというよりは金商法とか出資法とか別の、まあこれは出資法だと思いますけれども、別の法律で穴を埋めています。そちらは金融庁が所管ですみたいな話になるんですよ。なので、こういうすり抜けみたいなものがあるのか、ということに対する懸念についてどう考えるのか。

もちろん、刑法上では詐欺罪というのが一番ネラルなものとしてありますけれども、過去の事例を見ても、詐欺罪があるのもうずつとあるわけ、詐欺罪があるからといって防止にならないのは残念ながら明らかでございます。そういう意味でこういう特別な法律できちんと穴を塞ぐということは非常に重要でなければ、この点、消費者庁としてどのようにお考えでしょうか。

○片桐政府参考人 お答えいたします。今般の改正法案において、規制の対象となる物品に関する政令指定制を廃止し、全ての物品を規制の対象としております。これによりまして、現物を預託するという形式での投資を完全に規制することが可能でございます。

また、御指摘の金融商品取引法でございますけれども、これについては、有価証券等による投資を規制の対象とするともに、出資法については、物品、有価証券を問わず、金銭の出資に関する全般を規制の対象として承知しております。

これらの法律を所管する関係省庁等とも十分に連携をいたしまして、規制の隙間が生じないように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○牧原委員 是非そこはお願いします。先ほど申し上げたように、繰り返しされる、被害が起きる、それから穴を埋めるということを繰り返してきて

いるわけございまして、既にそういう懸念が示されているところではありますので、いろいろな端緒を見つけて、常に穴を埋める努力をしていただきたい、こう思っているところであります。

次に、送りつけ商法、今回、別の禁止として、特商法の改正で起こっております。これは、送りつけて、そして、まごついてる人に、使っちゃったりしたら請求が行くということでござい

ます。

我々自身も、いきなり商品が送りつけられたら、どうしたらいいんだと、返そうと思つても、そこにはまたお金がかかりまして、使っちゃうと費用が生じるしということ、現実、我々でもどうしたらいいんだというのは悩むと思うんですね。

まして御年配の皆様とかからすれば、本当に、はがき一枚送られてきただけでも、結構、私なんか相談を受けるんですけど、こんなはがきが来ちゃったんだけれどもどうしようかという真面目に対応された結果、被害に遭つていらっしゃる方、大変多くいらっしゃいます。

こうした送りつけ商法というのは、そもそもそれ自体、つまり送りつけること自体を禁止するということはやはり考えられなかったのか、これを是非お聞きしたいと思ひます。

今言つたように、廃棄が可能なんです、十四日間じゃなくて、すぐ廃棄が可能でつか言つても、やはり日本人は、送りつけられて使えるものを捨てるというのについては、もったいないな、何かサービスかと思つて使っちゃいたくない、こういうような感覚が働くので、そんなに、廃棄してくだささい、大丈夫ですよと言つても簡単ではないんじゃないかな、こう思ひます。

特にさつき申し上げた御年配の方、これは使つちやうていいのかしらといつて使つて、使つたじゃないか、払え、こう言われたときに、いやいや、特商法で改正されて、もう廃棄しても使つてもいいんですよというのを言えるということ

はちよつと想定しにくいわけですね。これについて、改めて、法改正について、こ

の、今私が申し上げた懸念に対することも含めて、経緯を御説明いただきたいと思います。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、売買契約が存在しないのに商品を一方向的に送付し売買契約の申込みをする行為は、何ら正常な事業活動とみなされず、正当性のない行為であるというふうに考えております。一方向的に送りつけた商品について代金を支払わなければならないと誤認させて代金を請求するような行為は、一種の詐欺行為でございます。

今回御審議いただいている特定商取引法改正法案でございますけれども、ここにおきましては、消費者は一方的に送りつけられた商品を通じて処分等を行うことができるようにしているものとでございます。これによりまして、消費者は、送りつけられた商品の代金を支払わなくてはならないのではないかとといった不安から解放され、悪質事業者の方は、送りつけた商品の代金や送料に相当する額を損することになるため、送りつけるインセンティブを失うことになつておられます。したがって、送りつけ商法による消費者被害の未然防止等に資する制度となつてい

うふうに考えてございます。

○牧原委員 改めて確認ですけれども、今の廃棄、処分のところには、使つちやうたということも含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおりでございます。

○牧原委員 今のポイントが大事だと思うんですよ。やはり、廃棄、処分と言われると、普通は捨てるということをイメージするわけですね。だけれども、今回の法律では、間違つて使つちやうたということもいわば廃棄、処分として、それが、要するに、送りつけた側から、使つたんだから払えと言えなくなるといことが実はみそであると思うので、その用語の使い方も含めてよくよく周知されるようにしていただきたい、こう思ひます。

こととしての詐欺的な定期購入ですね。一回は無料かと思つて取つたら、実は、二回目以降の購入が義務づけられているとかというのが非常にちっちゃい字で書いてあつたとか、よく読んでも分からなかつたということで、その継続的な支払い義務が発生してしまうような事例ですけれども。

今日、資料の二枚目の一番目は、二〇一九年までのデータは年齢別のものが出ていたということでございます。資料②の2、三枚目は、二〇二〇年の最新統計を踏まえた、まだこれは年齢別が出ていないということでございますが、件数だけ出ているものとございます。

これを見ると、二〇一五年には四千百件、四千件だったものが、昨年には五万六千件になつていくということ、ここまで急激に、十倍以上に消費者の生活相談が増えていく。これはゆゆしき事態だと思ふですね。僅か五年で、私もいろいろなことを聞いたことがありますがけれども、消費者相談件数が十倍を超えて増えるということとはよほどのことだ、こう思います。

そして、二〇一九年のデータを見ると、一番被害を受けておられる方は五十代、六十代とかの方なんですけれども、もちろんそれから四十代ですね、こういう一番経済活動にも関わつていらっしゃる方が多いんですが、二十歳未満のところに五千三百件という、二十代や三十代よりも多い被害が発生しているというのは非常に気になることです。

来年には十八歳成人が実現をして、大丈夫か、ちゃんとこの人たちに對する消費者被害がないような教育等は行き届いているのかというのは、我々繰り返し言っていることでございます。この詐欺的な定期購入商法の年齢別を見ると、典型的に、二十代や三十代よりも二十歳未満の人たちが被害に遭つている、相談件数があるということなので、大変重要な問題だ、こう思つております。

今回このような、統計上四万件、五万件のデータがありますけれども、具体的にはどういうサ-

ビスやどのようなパターンが多いのか、まず実態について教えてください。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、近年、通信販売における定期購入に関する相談件数が急増しており、二〇二〇年も対前年比で約三割増加しており、二〇一五年と比べると約十四倍に増加しているところでございます。

定期購入に関するトラブルは、商品別に見ると、健康食品や化粧品に関するものが多くなつてございます。

また、具体的な手口としては、消費者が一回限りの購入と思つて購入したところ、知らない間に定期購入になつていくなど、消費者が定期購入であることが容易に認識できないような広告を表示する、あるいは、定期購入であることは認識できるようにもなつていても、いつでも解約可能などと強調して契約を締結させながら実際には解除に応じなかつたり、詳細な解約条件を設けるなど解除のためのハードルを意図的に上げたというといった手口が見られるところでございます。

○牧原委員 今おっしゃつたような問題、何か、自分が当事者になつたと思つたらもうめっちゃくちゃ苦しい、面倒くさい問題だ、こう思いますし、それを振り払うのは相当大変だろうな、こう容易に思いますけれども、この問題に對して今回の法改正ではどのようにきちんと対処をされているのか、ここについて御説明ください。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

今回の改正では、通信販売に係る契約の申込みを受ける最終段階の表示において、定期購入契約において重要な要素となる商品や役務の分量、価格、引渡時期及び代金の支払い時期等を表示することを販売業者等に義務づけることとしており、これらを表示しない、不実の表示をする、又は人を誤認させるような表示をすることを禁止し、これに違反した場合には罰則の対象としているものとございます。

また、販売業者等が、通信販売に係る契約の申

込みの撤回又は解除を妨げるため、契約の解除に関する事項や契約の締結を必要とする事情に関する事項について不実のことを告げる行為を禁止し、これに違反した場合には罰則の対象としているところでございます。

さらに、消費者がそのような表示によりまして誤認をして申し込んだ場合に、申込みの意思表示の取消しを認める制度を創設するなどしているところでございます。

これらの改正によりまして、詐欺的な定期購入商法対策に万全を期すこととし、通信販売市場における消費者利益の確保及び取引の適正化を一層図るものでございます。

○牧原委員 今の法律の改正は、相当悩みながら、さつきも申し上げた憲法上の問題も含めて改正されたものだと思いますけれども、多分、意見としては、もっと強烈な意見、もうやるべきだという意見もあるうかと思いますが、とにかく今、万全をという話がありましたので、まずはこの五万六千件まで急増した被害がなくなるようにしていただきたいと思ひます。

ちよつと一点、私がこの法律を読んでいて改めて確認したいと思つたのが、特商法の十二条の六の第二項、通信販売に関することなんですけれども、人を誤認させるような表示ということが書かれております。

例えば、通信販売等で規約があつて、私、同意しますとか言われると、はいとやらないとインターネット上とかは次に進めないで、ほとんど読まないで、はいとやるんですね。物すごいちっちゃい字で、わあとか書いてあつて、実はその中に、継続的な購入は同意をするようなことが書いてあつたとしても、はつきり言つて、あれをスクロールしたりとかしてずつと読んで、このところにこんなことがあつたなんて見る人はほとんどいないんじゃないか、こう思います。

このような非常に小さい字で書いてあるとか、たくさん書いてあるとかいうような場合については、誤認させるような表示との関係でどう考える

んでしょうか。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

第十二条の六第二項でございますが、誤認させるような表示とは、具体的には、定期購入契約において、最初に引き渡す商品等の分量やその販売価格を強調して表示し、その他の定期購入に関する条件を、ただい委員御指摘のとおり、分かりにくいような小さな文字で表示する場合ですとか、目立たない場所に設置されたリンクから移る、遷移するページにしか表示していない場合などが該当します。

どのような場合に誤認させる表示に該当するかについての詳細は、法の施行までに通達等で明らかにし、透明性の高い、分かりやすい制度としてまいりたいというふうに考えてございます。

○牧原委員 過去のこういう詐欺的な事件でも、必ず、このせめぎ合いは多いんですね。書いてあつたじゃないか、あなた、理解、了解してやつたんでしょ。いや、これは分かりにくかつた。このせめぎ合いで、消費者の方は、そうやって戦える人はいんですけれども、戦えない人は、確かに書いてあるとなつちゃうんですね。ですから、ここは非常に重要なポイントだと思うので、しっかりと、今の通達も含めて、業者側がここで不正を起さないようにしていただきたいと思ひます。

今回の法改正で、別の条項で、外国当局への情報提供というものが入つております。今の申し上げた預託法や特商法含めて、この改正が入つてきたということはどういう観点なんでしょうか。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

国境をまたぐような越境的な電子商取引でございますけれども、この取引規模が拡大してございます。外国の販売業者等と日本の消費者のトラブルについても増加している中で、外国執行当局との情報交換がますます重要になってきているというふうに考えてございます。

こうした状況を踏まえまして、消費者庁から外国執行当局へ情報を提供するとともに、外国執行

改めて、この第1(1)にある、第四条第三項第三号及び第四号の「社会生活上の経験が乏しい」あるいは第五号の「加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下している」、ここを削除しろという御指摘なのですが、ここについての議論の経緯について改めて確認をします。

高いのは詐欺罪とかなんですけれども、なぜかと

○牧原委員 済みません、私はやはりそれが正し

法制的にも実務的にも論点は多岐にわたるわけ
でございますけれども、報告書を取りまとめてい
ただけるよう、引き続き、鋭意検討を進めてまい

りたいというふうに考えております。

○牧原委員 先ほど申し上げた立証の容易性とか要件の明確性とかいうことで、それで今多分、特定のなものになっているので、包括的にやるのは結構難しいと思いますが、附帯決議を受けて今、鋭意検討中ということなので、御期待をしたいと思っております。

それから、修正案の第三項に、クーリングオフを、十八歳、十九歳、延ばすということがございます。

最初に申し上げたように、憲法上のことであると、クーリングオフというのは、事業者側からすると大変安定性を欠いてしまう要因になるんですね。これは英会話教室とかいろいろなものに関わるわけで、これを今回、全般的に、全部延ばせということになります。

確かに、先ほど申し上げたように、来年の成人によって十八歳、十九歳は心配なんですけれども、このクーリングオフの延長というのはこれに役に立つのかどうか、この点について消費者庁の見解をお伺いします。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

クーリングオフ制度は、消費者が真に自らの自由意思に基づいて契約を締結するか否かを冷静に判断できるように、若年者や高齢者問わず全ての消費者に熟慮のための期間を確保するために設けられている強行規定でございます。このため、年齢による差異を設けることは適切ではないというふうに考えられます。

また、クーリングオフの行使期間をやみくもに延長することは、契約に基づく権利義務関係が確定せず、不安定な状況を不用意に長引かせることになり、委員御指摘のとおり、必ずしも法的な安定性が担保されていない側面がございます。具体的には、例えば、事業者が、契約の締結からクーリングオフ期間中、商品の引渡しや役務の提供を拒むこともあるなど、かえって消費者の利便性を損なうおそれもあると考えてございます。

○牧原委員 最後に、大臣に、こうしていろいろ

ろなことを申し上げましたけれども、大変事件が複雑化しています。私は、消費者庁にはより法曹人材を積極的に登用すべきだと思いますが、大臣の決意をお伺いします。

○井上国務大臣 悪質事業者に対して迅速かつ厳正に対処するためには、多様な人材を登用し、活躍してもらうことが極めて重要と考えます。その中で、委員御指摘の法曹人材も、その専門性を生かして既に事件調査の現場で活躍しており、今後とも積極的に登用していきたいと思っております。

○牧原委員 終わります。ありがとうございます。

○永岡委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 おはようございます。公明党の古屋範子でございます。

本日は、特定商取引法改正案について質問してまいります。

井上大臣、この法律案の提案理由説明でも述べられておりましたけれども、我が国は、急速に高齢化が進展をしている、また、今、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、いわゆる新しい日常というものが求められております。その中で、消費者を取り巻く状況というものは大きく変化を遂げているというふうに思います。

残念ながら、この変化の中で、消費者の弱みにつけ込む悪質商法も巧妙化をしております。この悪質商法に対して厳正に対処することは非常に重要だと考えます。行政処分などを行うということも重要ではありますけれども、制度の改革、これは、同時に、絶えず行っていかなければなりません。

また、社会の変化ということであれば、デジタル化が進む中で、本改正案では、特定商取引法また預託法における契約書面等の電子化も盛り込まれたところであります。

デジタル化は消費者がより便利になるということとでメリットもありますけれども、一方で、デジタル化によって消費者に不利益が生じないようにしなければならぬ、この点が重要です。今回の

法案で、詐欺的な定期購入商法、送りつけ商法への対策、また販売預託の原則禁止、こうした悪質商法に対する様々な対策が盛り込まれました。これは、消費者被害の拡大防止、消費者保護に大きな効果があると考えます。今回の法改正の意義、また、悪質商法に対する消費者被害の防止に向けた井上大臣の御決意を伺いたいと思います。

○井上国務大臣 今回の改正法案は、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症を受けた新たな日常における社会経済情勢等の変化等により消費者を取り巻く環境が変化する中、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対処するための措置を講じるものです。

特に、今回の改正法案では、第一に、近年、消費生活相談件数が急増している通信販売における詐欺的な定期購入商法への対策として、定期購入でないも誤認させる表示等に対する罰則の創設や、通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止などの措置や民事ルールの創設に加えて、第二に、自宅にいる機会の多くなっている消費者を狙った送りつけ商法への対策として、消費者は一方的に送りつけられた商品を直ちに処分等ができることとするほか、第三に、過去に大規模な消費者被害を発生させた販売預託を原則として禁止し、規制の対象を全ての物品とするなど、悪質商法に対する抜本的な対策を講じるものです。

このような悪質商法への対策は、制度を改正するだけでは十分ではありません。法案が成立し、施行した後、今御説明した新たな法的枠組みも積極的に活用し、悪質商法に対して迅速かつ厳正に対処してまいりたいと思います。

○古屋(範)委員 今、大臣の方から、今回の法案の重要な改正点について述べていただきました。この中で、特に、三十五年越しの抜本改正となります。販売預託商法を原則禁止をしていく、この法改正は非常に大きな意義があると考えております。評価ができるものと考えております。

まず、この預託法の改正について質問していき

御存じのように、悪質な販売預託商法、高利回りをうたって、そして物品を消費者に購入をさせていく、しかし、現実にはこの商品というのは存在をしない、あるいは、あつたとしてもごく僅かで、こちらの顧客から受けた代金をまた別の顧客の利回り、配当に回していくという、最終的には破綻をしていく商法であります。

しかし、この被害の回復というものは望めないのが現実です。被害者総数約七千人、被害総額約二千億、ジャパンライフが行っていたこの手口に代表される販売預託商法、これまでも消費者に大きな被害をもたらしてきました。今回、消費者庁は、このような商法による消費者被害は今後出さない、そういう強い決意で提出したものと考えます。

また、規制の後追いを防ぐといった観点からも、現行の預託法ではこれまで政令で指定されていた物品のみが同法の規制の対象となっていた規制を改めて、全ての物品が規制の対象となる、対象範囲を拡大することとなっております。加えて、法律の題名も預託等取引に関する法律に改めるといったことなど、預託法の制定後初めてとなる抜本改正となっております。国民の関心も非常に高いところであります。

この中で、販売を伴う預託等取引の原則禁止について、原則禁止ということなんです、検討委員会報告書では、販売預託商法が本質的に反社会的で無価値とされていきます。そうであるならば、原則禁止ではなくて全面禁止にすべきではないかと考えますが、消費者庁の見解を伺います。

○高田政府参考人 お答えいたします。

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会の報告書において、販売預託については原則禁止すべきとの方向性が初めて示されました。報告書の内容も踏まえ、今般の改正法案において、販売預託を原則として禁止しているところでございます。

他方で、憲法上の経済的自由権との関係も踏まえ、消費者の財産上の利益が不当に侵害されるお

それがないと認められる場合に限り、あらかじめ内閣総理大臣の確認を受けた上で、例外的に行うことができるとしたものでございます。

○古屋範委員 でしたら、この今回の販売預託の原則について、厳格な手続の下で消費者庁が個別に確認をするということになっております。それでは、この例外的なものは一体どのように確認をするのか、消費者庁の答弁を求めたいと思います。

○高田政府参考人 お答えいたします。

販売預託の確認は、契約の勧誘等の段階及び契約の締結等の段階のそれぞれにおいて、内閣総理大臣が確認を行うこととしております。

まず、契約の勧誘等の段階においては、内閣総理大臣は、売買契約に係る物品等の価額、預託等取引契約によって供与される財産上の利益の金額等の事項を審査し、これらが適正であると認めるときでなければ確認をしてはならないこととしております。

次に、契約の締結等の段階においては、内閣総理大臣は、個別の契約の内容が勧誘等の確認を受けた事項に整合しているかなど、消費者利益の保護に欠けるおそれがないかを確認し、これらに問題があれば確認をしてはならないこととしております。

また、それぞれの段階において、内閣総理大臣が確認をしたときはあらかじめ消費者委員会の意見を聞くこととし、確認に万全を期すこととしております。

○古屋範委員 二度とこうした消費者被害を出さないように、厳正な確認をした上で手続を行っていただきたいというふうに思います。

続きまして、これまで大きな論点になってまいりました特定商取引法と預託法における契約書面の電子化について伺いをしてまいります。

特定商取引法などで、書面交付義務というのは、ある意味、消費者にとって重要な制度であります。その重要な制度についてデジタル化を進めていく中で、消費者にとって、電子メールなどで

も契約書面を受け取ることができるようにする、これは消費者の選択肢の幅を広げるということにもなります。

しかしながら、消費者団体などからは、悪質事業者に悪用されるのではないかと、本当に電子化をして大丈夫なのかといった強い懸念が示されています。そういった声にもしっかりと耳を傾けなければいけないと考えます。

今回のこの契約書面の電子化につきましては、あくまでも、消費者の承諾を得た場合に限り、紙に代えて電子メールなどで契約書面等を受け取ることが可能になるというものであつて、私は、この承諾をいかに実質的なものとすることができるか、この点が重要なポイントだと考えます。消費者が知らないうちに承諾してしまったということではあつてはならないと思います。

立法化の段階で、公明党においてもこの点は多くの議論を交わしまして、消費者庁に対して、承諾を実質的なものとするを検討するよう、強く求めてまいりました。この消費者からの承諾の重要性について消費者庁はどのように考えているのか、この点について答弁を求めたいと思います。

○高田政府参考人 お答えいたします。

書面交付義務は消費者にとって重要な制度であり、とりわけ特定商取引法においては、契約内容を明確にし、後日紛争が生じることを防止する目的で、書面交付義務を販売業者等に対して課しているところでございます。

今回の制度改正は、社会や経済のデジタル化を更なる消費者の保護につなげることを図りつつ、電子メールなどにより必要な情報を受け取りたい消費者のニーズにも応えるためのものでございしますが、消費者委員会の建議にもありますように、契約書面等の制度趣旨を踏まえ、取引類型ごとの契約の性質や実態等を考慮しつつ、消費生活相談の関係者等の意見を聴取した上で十分に検討を行い、その機能が維持されるようにしなければならぬと考えております。

このため、今回提出させていただいている改正法案においては、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供、例えば電子メールでの提供を可能とする制度改革を行うこととしております。

このように、消費者の承諾を得た場合に限り例外的に契約書面等の電磁的方法による提供が可能とするものでありますので、電磁的方法による提供を望まない消費者を保護する観点から、消費者の承諾は非常に重要なものと考えております。この承諾が厳正なものとなるよう、しっかりと制度設計を行ってまいります。

○古屋範委員 今の答弁で、承諾の取り方というのは重要であるということ消費者庁の方も認識しているということは確認ができました。

ただ、具体的にどのような内容で承諾を得るかというところが更に重要だというふうに思いますが、書面ではなく電磁的なものでよいということ承諾をいかに実質的なものとするのか、消費者が本当に納得して、そこで承諾をしているのかどうかという点を担保しているのか、この点についてどのような内容を考えているのか、もう少し詳細な内容をお答えいただきたいと思ひます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、承諾を実質的なものとする、すなわち消費者が本当に納得して承諾をしていることを確保することは、極めて重要なものであると考えております。

このため、消費者からの承諾の取り方については、承諾を得ないにもかかわらず承諾を得たなどとする悪質事業者を排除する観点から、例えば、政省令、通達等において、少なくとも、一、口頭や電話だけの承諾は認めない、二、消費者が承諾をしたことを明示的に確認することとし、消費者から明示的に返答、返信がなければ承諾があったとはみなさない、三、承諾を取る際に、その承諾によってどのような効果があるのか、どのような内容のことが電子メール等で送付されるのかを明示的に示すことなどを明示的に規定するこ

とが適切であると考えております。

また、消費者保護の観点から万全を期すよう、政省令、通達を作成する過程において、消費者団体等から現場での体験に基づく御意見などを十分丁寧に聞いて、具体的な検討、規定等の在り方を努めてまいります。

さらに、電磁的方法による提供の具体的な方法については、消費者利益の保護の観点から、電子メールでPDFファイルを添付する方法等に限定し、電子メールにURLを貼り付けて、そこからダウンロードするような方法は認めないことなどが必要であると考えております。

○古屋範委員 政省令で規定をしていくということを確認いたしました。口頭や電話だけの承諾は認めない、あるいは、消費者が承諾したことを明示的に確認をしなければならぬ、消費者から明示的に返信、返答がなければ合意があつたとはみなさない、また、承諾を取る際に、どのような効果があるのか、それを電子メール等で送付されるのかをきちんと明示的に示さなければいけない、そして、電子メールのときはPDFファイルを添付する方法に限る、このことを今確認をさせていただきました。

厳正な対処をお願いしたいというふうに思っております。消費者が知らないうちに電磁的方法による契約にされてしまった、このようなことがないようにしていただきたいというふうに思っております。

更にお伺いしてまいります。

この承諾の取り方、今、突っ込んでお伺いしたところでありませうけれども、承諾の取得の実質化についてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、承諾が取れない場合はどうなるのか、それは書面交付義務を果たしていないことだと考えてよいのか、この点を確認したいと思ひます。また、書面交付義務を果たしていないとどうなるのか、この点について答弁を求めたいと思ひます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

消費者の有効な承諾を得ずに書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合には、書面を交付したことはなりません。このため、民事上はクーリングオフを行うことができる期間が継続することとなるとともに、書面交付義務違反として、業務停止命令等の行政処分の対象となるほか、刑事上は六か月以下の懲役又は百万円以下の罰金の対象となります。

○古屋(範)委員 これは認められないということを確認させていただきました。これは書面交付したことはならないということであり、クーリングオフが継続をしていくということを確認をさせていただきました。厳正な対処をお願いしたいというふうに、くれぐれも申し上げておきたいと思います。

この一連の質疑を通じて、消費者庁も様々な対策を考えているということを聞きました。私は、この承諾の取り方、また電磁的方法による提供の方法について、消費者の皆さんの声、また、日々消費者トラブルの解決に取り組んでいらっしゃる消費生活相談員など、現場の皆様の声は今後しっかりと聞いていただくことが重要ではないかと思っております。デジタル技術に詳しい方の御意見も踏まえて、消費者の利便性向上につながる方法を検討していただきたい、そのように思います。

この承諾の取り方について、消費生活相談員の皆さんのお声はもちろん、幅広く国民の声を聞いて検討を進めていただきたいと思います。今後の検討について、大臣のお考えをお伺いいたします。

○井上国務大臣 消費者保護に万全を期す観点から、先ほど事務方から御説明したとおり、消費者からの承諾の取り方などの制度設計にしっかりと取り組んでまいります。

また、法案成立後、オープンな場で広く意見を聴取する検討の場を設けて、消費者相談の現場にいらっしやる相談員の方々などから丁寧に意見を

伺うこととし、それも十分に踏まえながら、絶対に消費者に不利になることがないように、消費者の承諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法の在り方を検討し、政省令、通達で明確に規定することにより、消費者保護の観点から万全を期してまいります。

○古屋(範)委員 今後、オープンな検討の場を設けていくということでございます。消費者の利益にならないよう、しっかりとした検討を続けていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、別の法改正の観点についてお伺いしてまいります。詐欺的な定期購入商法対策についてでございます。

この問題については、私も当委員会で取り上げてまいりました。通信販売、特にインターネットでの通信販売において、初回に限り、あるいはお試しといった表示を見て割と安い値段で商品を買ってみたが、知らないうちに定期購入になっていた、このような消費者トラブルが急増をしております。国民生活センターの相談内容の中でも、この被害に関しては増加をしております。

今回の改正法案ではこうした詐欺的な定期購入商法対策として様々な措置が盛り込まれているんですけれども、今回の改正が有効な対策となるのか、改正案の実効性についてお伺いをいたします。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

今回の改正では、通信販売に係る契約の申込みを受ける最終段階の表示において、定期購入契約において重要な要素となる商品や役務の分量、価格、引渡時期及び代金の支払い時期等を表示することを販売業者に義務づけることとしております。これらを表示しない、不実の表示をする、又は人を誤認させるような表示をすることを禁止します。これに違反した場合には罰則の対象としているものでございます。

また、販売業者等が、通信販売に係る契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、契約の解除に

関する事項や契約の締結を必要とする事情に関する事項について不実のことを告げる行為を禁止し、これに違反した場合には罰則の対象としております。

さらに、消費者がそのような表示により誤認して申し込んだ場合に、申込みの意思表示の取消しを認める制度を創設するなどしているところでございます。

これらの改正によりまして、詐欺的な定期購入商法に対して実効性のある対策ができるものと考えてございます。

○古屋(範)委員 今回の改正案では、こうした定期購入に関する消費者被害について防止する制度改正が盛り込まれております。今も、通信販売の契約の解除についての条項も盛り込まれているところでございます。しかし、実際に通信販売の契約の解除をする、しなないと思った際になかなか電話が通じなかったり解約がしにくい、このような消費者の声が寄せられておりました。それで、今回の改正案では、通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止が新たに盛り込まれました。

定期購入に関するトラブルでは、消費者に対して定期購入であることはちゃんと説明をしている、広告に表示しているけれども、いつでも解約可能という表示をして契約をさせておきながら、実際には契約の解除に応じない、また解約のためハードルを意図的に上げるといった手口によってなかなか消費者が解約をできない、大変困っているという事例があります。

この通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止というのは具体的にどのような行為が禁止をされるのか、例も含めまして、消費者庁の見解を伺いたいと思います。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

本法案では、販売業者等が、通信販売に係る契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、契約の解除に関する事項や契約の締結を必要とする事情に関する事項について不実のことを告げる行為を禁止する規定を設けるものです。

具体的な事例を含めてということでございますけれども、具体的に想定される事例といたしましては、契約を解除するために連絡をしてきた消費者に対して、販売業者等が、実際には特段の条件なく解約ができるにもかかわらず、事実上反して、定期購入契約になっているので残りの分の代金を支払わなければ解約はできないなどと告げる行為や、販売した商品について、その商品は今使用を中止すると逆効果になるなどと告げる行為などが該当するということでございます。

○古屋(範)委員 続けて、送りつけ商法について質問をしてみたいです。

新型コロナウイルスの影響もありまして、在宅する機会が多くなっております。そこで、消費者を狙って、マスク、生鮮食品を一方的に送りつけて代金を請求するといった行為があります。

今回の改正案では、売買契約に基づかない送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備がなされる、すなわち、現行法では消費者が十四日間保管した後に処分するということが可能になっているわけですが、改正後は直ちに処分等が可能になるという改正が行われることになっております。

昨年の八月に取りまとめられました消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会の報告書では、送りつけ商法について、何ら正常な事業活動とはみなされないとして、何ら正常な事業活動とはみなされないとして送る送りつけ商法自体を禁止しなかったのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

売買契約が存在しないのに商品を一方的に送付し売買契約の申込みをする行為は、ただいま委員御指摘のとおり、何ら正常な事業活動とみなされず、一切正当性のない行為でございます。一方的に送りつけた商品について代金を支払わなければならないと誤認させて代金を請求するような行為は、一種の詐欺行為でございます。

今回御審議いただいている特定商取引法改正法

案でございますけれども、消費者は一方的に送りつけられた商品を直ちに処分等を行うことができるようにしてございます。これによりまして、消費者は、送りつけられた商品の代金を支払わなくてはならないのではないかという不安から解放され、悪質事業者の方は、送りつけた商品の代金ですとか送料に相当する額を損することになるため、送りつけるインセンティブを失うことになり、送りがいまして、送りつけ商法による消費者被害の未然防止等に資する制度となっているというふうに考えてございます。

○古屋(範)委員 こうした直ちに処分が可能になる改正点、非常に重要な改正だと認識をしております。

今回、禁止まではしないということなんですけれども、法律が改正されれば、商品を勝手に送られてきた消費者の側は商品の代金は当然のことながら支払わなくてよいことを消費者に知ってもらうことが重要なのではないかと考えます。こうした送りつけ商法に対して、消費者に対する周知について今後どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

売買契約が存在しないのに商品を一方的に送りし売買契約の申込みをする行為は、一切正当性のない行為でございます。それにもかかわらず、送りつけ商法に係る消費生活相談が二〇二〇年において増加をしております、対策は急務でございます。

そのため、今回の改正によりまして、販売業者から一方的に送付された商品については消費者は直ちに処分等を行うことを可能にしているところ、委員御指摘のとおり、その旨を消費者に分かりやすく周知していくことは非常に重要であるというふうに認識をしております。

具体的には、今後、消費者庁として、第一に、全国規模で改正内容の説明会を迅速に開催し、消費者団体等にも分かりやすく説明を行う、第二に、メディアやSNS等を活用して幅広い世代に

アプローチをする、第三に、高齢者や若者などにも分かりやすい広報資料を配布するなど、様々な手段やルートを活用して普及啓発を行うことで、消費者への周知、理解の促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○古屋(範)委員 今回の法改正は、悪質な商法、特に、悪質な販売預託商法を原則禁止としていく、また、悪質な定期購入あるいは送りつけ商法、こうしたものから消費者を守るための重要な法改正であります。一日も早い成立を期して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○永岡委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣府消費者委員会事務局長加納克利君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○永岡委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 おはようございます。川内でございます。

委員長のお許しをいただいて発言の機会をいただきますことに、まず、心から感謝を申し上げます。というふうに思います。

今、古屋委員からも最後に御発言があったように、大変重要な、消費者を守るための、消費者被害を少しでも少なくしていこうという本法律案の、私どもも対案を出させていたでよいわけでございます。充実した議論の中でよりよい成案を得られればという思いで質疑をさせていただきたいというふうに思います。大臣、よろしくお願いを申し上げます。

大臣、この前の本会議での趣旨説明において、その後の大臣のブログで、契約書面のデジタル化に質疑が偏っていたのではないかと、残念だという

ブログを読ませていただいて、大臣としては大変残念な思いでいらつしたということなのかもしれないませんが、現場の皆さんや、あるいは弁護士などの団体の皆さん、この契約書面のデジタル化について一番心配をしておる。その他の部分については、検討会が求めたことが法律としてでき上がってきているけれども、契約書面のデジタル化については、その意思形成過程がよく見えないね、しかも、消費者保護につながるのかどうかよく分からないねと。

消費者庁も、法律が通ってから意見を聞いてやるからと、大丈夫ですよとおっしゃるけれども、今までのような繰り返しの中で消費者被害というものが拡大をしておる、特に、デジタル時代において、そのデジタルを利用した消費者被害というものが拡大をしておるということで、契約書面の電子化についてはちよつと踏みとどまって考えた方がいいんじゃないのという意見が大変強いということ、私どもも、質疑の中で中心的に質疑をさせていただいたということでございます。大臣、是非、そういうことを御理解いただいて、大臣の中でもよくよくお考えをいただきたいということをお願いいたします。

消費者の利便性の向上という言葉が先ほどから出ているんですけれども、契約書面のデジタル化というのは、委員長、私は思うんですけれども、悪質な業者にとつての利便性の向上にもつながるんじゃないですか。消費者保護を目的とするこの特商法や預託法が、契約書面のデジタル化というものが法律の中に書かれるというのは、それは行き過ぎなんじゃないの、それこそあべこべになつてしまふんじゃないかなというふうに思うわけで、心配しているわけですね。

総理も、参議院の質疑の中で、それは自分は知らなかった、そういう問題があるのか、ちよつと検討してみようということをおっしゃられた。井上大臣は、その後、大臣会見で、いやいや、総理に説明しましたから、政省令で措置するんですよ。そうしたら、総理も、ああ、そう言つてく

れたというふうには大臣会見でお述べになつていらつしていますけれども、やはり一般的な感覚としては、悪質な事業者が消費者を追い込んで承諾を取る、電子書面を送つて、よく分からないというの、事業者にとつて利益になつて、消費者にとつては余り利益にならないんじゃないか。

もちろん、デジタルにたけている人はそれでいいですけど、私みたいな、ちよつと得意じゃないですわ、苦手ですわ、特に高齢者の皆さん、あるいは障害者の皆さん、あるいは若年成人ですね、これはちよつと、そこまでのやり過ぎなんじゃないのということで、契約書面のデジタル化については法律案から削除しますよという対案を出させていただいているわけでございます。

委員長に、是非、よりよい成案を得るための修正協議の先頭に立っていただいて、いつも弱い立場の人々のために活動をされていらつしたということは、私、委員長の活動についてはよくよく存じ上げておりますので、是非、与野党協議をまとめていただけますように、まず、委員長の御決意をここで確認をさせていただきたいというふうに思います。

○永岡委員長 御質問恐れ入ります。

修正協議ということではありますけれども、これは各会派同士で御協議をいただくというところでおまとめいただければと思っておりますので、是非頑張ってください。

○川内委員 委員長から激励されましたけれども、委員長は委員会をおまとめになられる立場でいらつしたるので、是非そのお立場を存分に発揮していただいて、各会派間の話し合いがスムーズにいきますように委員会運営にお努めをいただきたいというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

大臣にもその御意思を確認させていただきたいんですけれども、与野党協議がまとまって、契約書面のデジタル化については、ちよつとこれは、やはりここで一旦立ち止まらうね、法案から削除しようねという、万々が一、もしその話し合いがま

とまつたら、それは政府としても、国会がお決めにされるということでしょう。いいかということを確認しておきたいと思ひます。

○井上国務大臣 これは立法府におけることでありますから、各会派において合意がなされれば、それは当然、政府としても尊重させていただきたいと思ひます。

○川内委員 私、菅総理大臣は正直な方だといふふうに思ふんですよ。参議院の大門先生の質疑で、「消費者保護の観点等から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしない、そうしたことをしっかりと対応しながら」ということを御発言になられ、先ほど申し上げたとおり、「私自身、正直承知していませんでした。」今御指摘をいただきましたので、そこについてはちよつと考えさせて、検討させていただきたい、こう思ひます。」といふふうにお述べになられていらつしやる。

日曜日、委員長、三つ補欠選挙があつたじゃないですか、再選挙を含めて。マスコミでは、自民党さんが負けたとか、こつちが三つ勝つたとか言われるんですけども、投票率はむちゃくちゃ低いわけですよ。だから、私、よくよく考えると、政治全体がしつかりしなきゃいけないんだなといふことを思ふんですよ。

よく地元で、町に立つておりまして、政府・与党がおやりになられていらつしやることの不満を私がぶつけられるわけです。なぜなら、私の選挙区においては、私しか、いわゆる代議士、衆議院議員がおりませんので。何でそんなことをするんだ、一体どういふことなんだとむちゃくちゃ文句を言われるわけです。大臣、分かりますか。

いや、それは私たちがやっているんじゃないんですよ、与党がやっているんですよと思ひけれども、でも、そんなことを言つたつて、一般の市民の皆さんにとっては、与党とか野党とか余り関係ないんですね。政治なんです。だから、与党とか野党と関係なく、わんわん文句を言われるんです。済みません、済みませんと言ひながら、何と

かしますから、待つていてくださいとか、我慢してくださいとか申し上げるわけです。

昨日、菅総理大臣は、この選挙の結果を受けて、正すべきは正していくということを御発言されています。正すべきは正していくと。だから、私は思ふんですよ。一度閣議で決定されて国会に出している、しかし、正すべきは正す。それは総理も、そうだね、自分も知らなかつたし、それは、じゃ、修正していけないのかというふうにも分お思いになられるんじゃないかなといふふうに思ふんですよ。

なぜかならば、この契約書面のデジタル化については、これまで何度か消費者庁は求められてきているわけですね。平成二十二年、それから平成三十年、それから去年のコロナ対応のとき、さらに、それとは別に、昨年の八月の規制改革ホットラインと何回か求められてきているんですよ。

平成二十二年に求められたとき、平成二十三年の一月二十日、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会で求められたときには、契約締結書面の電子的交付については、「法の趣旨であるところの消費者保護を後退させるに過ぎず、事業者にとつても取引の安定性が害されることから、実施は困難と認識しております。」消費者保護を後退させるにすぎない、事業者にとつても法的安定性がない、だから、契約締結書面の電子的交付については無理だといふことを言っているわけですね。

平成二十三年一月二十日、これは、消費者庁、よろしいですね。

○高田政府参考人 お答えいたします。

確かに、委員御指摘のとおり、過去いろいろな場で、当時といたしましては、電子化について、消極的、否定的なことを御説明したことは事実でございますけれども、それから十年以上たちまして……（川内委員）そこだけ事実確認しているの、余計なことを言わなくていいから」と呼ぶでは、それは後ほど。

○川内委員 大臣、こういうことが消費者の不信

を募らせるんです。自分たちで一度、後退させるにすぎずといふことを言っていますね。言っていますねといふことを私は確認しているだけですから。そうですと言えはいんです。その後、なぜですかとちゃんと質問が用意してあるんですから、そのときに説明すればいいんですよ。

もう一回言いますよ。平成二十三年一月二十日、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会では、特定の商取引における書面交付の電子化について、消費者庁は、契約締結書面の電子的交付については、「法の趣旨であるところの消費者保護を後退させるに過ぎず、事業者にとつても取引の安定性が害されることから、実施は困難と認識しております。」といふふうに回答していますね。

○高田政府参考人 お答えいたします。

当時は否定的なことをお答えしていると思ひます。

○川内委員 否定的なことをつて、わざわざ何かそういうことを言うわけですね。否定しているんですよ。否定的じゃないんですよ、否定しているんですよ。

平成三十年の規制改革ホットライン、二月、それから、同年、平成三十年の十一月。この平成三十年の回答でも、「交付の有無や時期をめぐるトラブルを惹起する危険性があるため、適切ではないと考えております。」十一月も同様ですね。

この平成三十年の規制改革ホットラインについては、二回ともこのように、「適切ではないと考えております。」といふふうに御回答していらつしやいますね。

○高田政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○川内委員 さらに、昨年、コロナ対応の規制改革の要望について、訪問販売における申込み内容、重要事項説明書類の電磁的交付について、五月一日に要望を受けて、五月十八日に回答しておりますが、「対応困難」訪問販売における書面の交付については、突然自宅等を訪問された消費者

が取引条件を確認しないまま取引行為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の観点からその場で書面を交付することにより取引条件を明確にするために設けている重要な制度であり、かつ、訪問販売の事例である本件は、販売業者等が消費者の自宅など営業所以外の場所に訪問していることから、その場で書面を交付することは可能であつて、コロナ感染症対応としての規制・制度の見直しとしてはなじまないものである。」

このコロナ対応の規制改革要望に対しても電磁的交付は否定しているといふことでよろしいですね。

○高田政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○川内委員 ところが、大臣、五月に否定しておいて、今度八月に、昨年の八月三十一日に規制改革要望を受けて、十月二十七日に回答を返しているんですけども、そこで、消費者保護の観点とデジタル化の双方の観点から、適切に検討を進めてまいります。ここで、検討を進めますといふふうになるんですよ。

去年の五月の時点までは、それはできませんわと言つたのが、十月になったら、検討を進めますに変わる。この謎の五か月、空白の五か月、この間に何があつたんですか。

しかも、ちよつど検討会が八月まで行われておりましたよね。その検討会の報告書の中には、デジタル化のことなどは全く盛り込まれておられないわけですよ。

なぜなら、その検討会ではどんなことが言われていたかといふと、「デジタル化の進展等によつて、そうした消費者の脆弱性がより顕在化しやすくなつていく。」これが昨年八月に消費者庁さんが設けられている検討委員会の報告書に記載されていることでございますが、「デジタル化の進展等によつて、そうした消費者の脆弱性がより顕在化しやすくなつていく。」このように書いてある。

この認識は消費者庁も認識を共有しておる、消

費者庁としてもそのとおりであるということであるらしいかというのを確認させていただきます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

検討委員会の報告書ではございますが、消費者庁も同じでございます。

○川内委員 さらに、この報告書の中には、「G20消費者政策国際会合においても、デジタル時代では誰もが脆弱性を有することを共通認識とする必要があり、さらに、デジタル・プラットフォームを含めた新しいビジネスの流れを踏まえて消費者の脆弱性の問題に対応していく必要がある」と総括されている。

国際的にも消費者の脆弱性の問題にちゃんと対応していこうねということが、これは共同声明か何かですか、何か総括文書。こういうふうに書かれていることの法的なステータスというのは何なんでしょうか。ちょっとそれを教えてください。

○高田政府参考人 突然のお尋ねですので、ちょっと正確なお答えが今用意しておりませんけれども、G20の会議でそのような文書がまとまったというのは委員御指摘のとおりだと思います。ちょっと、法的な性格につきましては、御答弁を御容赦いただければと思います。

○川内委員 いずれにせよ、大臣、消費者の脆弱性、デジタルによってより一層強まっている、それは何かしなきゃいかぬねということが国際的にも共通の認識になっていることなんでしょうか。そういうふうに思うんですかね。

では、そういう中で、契約書面のデジタル化をすることが消費者の脆弱性をよりカバーすることになるのか、それとも、より消費者の脆弱性を進めてしまうのかということについて、私たちはやはりしっかりと議論しなきゃいかぬというふうに思っています。消費者庁は、政省令で、通達で担保しますからと言うんですけれども、いや、より脆弱性が高まりますよと報告書の中に書いてあることを、法律を通してくれればあととちゃんとやりま

すからと言われている、はあ、そうですかと言っている、国会の役割というのは一体何なのという話

になっちゃうので、私はここで、はっきりさせることははっきりさせていかなければならないのではないかとこのように思うんですかね。

もう一点、確認しておきたいんですけども、令和元年の八月に消費者委員会が意見を出してまして、消費者委員会の人たちもみんな心配しているわけですよ、みんな心配している。この消費者委員会の意見の中で、「書面交付義務の充実・強化」という言葉があるんですけども、この「書面」という言葉は、電子データを含むんですか、含まないんですか。どっちですか。

○加納政府参考人 お答え申し上げます。この先生御指摘の消費者委員会の意見は令和元年八月当時のものでございますが、当時の議論としては、そこで言う「書面」にデジタル化の認識はなかったというふうに承知をしているところでございます。

○川内委員 書面交付の充実強化という、消費者委員会さんが消費者庁に対して、あるいは政府に対して、充実強化してねということを意見しているわけですから、それはデジタル化のことならんか一切念頭にないわけですか、一切ない。今回、消費者庁さんが、契約書面等のデジタル化について法案に盛り込みますよということを消費者委員会に説明をされた本年一月十四日、消費者委員会の委員の先生方の中で、おお、それはいいことだ、それは前に進めなきゃいかぬね、よくぞやったねという趣旨の発言をした委員がいまして。

○加納政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘の本年一月当時の議論では、先生がおっしゃるように、これはいいねというふうな御意見は出ていなかったと承知しておりますが、最終的に、消費者委員会は建議を取りまとめたてでございますけれども、建議を取りまとめる会議の意見の中では、デジタル化を積極的に推進をするというのがよいのではないかと趣旨の御意見もあつたというふうに認識をしているところでございます。

○川内委員 今、何と言った。デジタル化を推進することがよいことだという意見もあつた。それは誰が言ったんですか。その発言は、今、正確に言ってください。

○加納政府参考人 その委員の中で、会議録に出ているところで、ちょっと済みません、手元に今ございませんが、委員の中で、そういった趣旨の、デジタル化を推進するということについては賛同するという趣旨の御意見があつたと承知しております。

○川内委員 それは、消費者の側から電子的技術を使ってクーリングオフをするということに関してはよいことだという意見であつて、契約書面の電子化について、いいことだという発言をした委員はいないはずですよ。

しかも、ここで、よいことだという意見があつたと発言しながら、議事録も持ってきていないなんてどういうことですか。

それは発言があつたところで言うんだつたら、その発言を、じゃ、言ってくださいと言われたら、すぐ言えなきゃ駄目でしょう。

○加納政府参考人 ちょっと不正確なお答えで申し訳ございません。

委員会の会議録として公開されているものの中で、デジタル化について、そういう、まあ、推進するということについて理解を示す御意見があつたと承知しております。正確なところは会議録で確認させていただきたいというふうに思います。

○川内委員 だから、それはクーリングオフのことについて電子化をするということについてはよいことだという意見であつて、契約書面の電子化について、よいことだと言った委員がいますかというのを聞いています。契約書面の電子化については、デジタル化を進めなさい、進めることはいいいことだ。いいことだと言った人がいますかというのを聞いています。だから、適当なことを言うんだつたら、ちょっとと委員会を止めて、議事録を持ってきたさいよ、

ここに。非常に重要なことをやっているんですよ、今。日本中の人が心配しているんですよ。

○加納政府参考人 契約書面のデジタル化そのものについて、いいことだと言った委員はいらっしゃらなかったと認識しております。会議録を確認して、正確なところを本来答弁すべきでございますが、公開されている会議録による限りは、デジタル化が契約書面についていいことだとおっしゃった委員はいらっしゃらなかったというふうに認識しております。

○川内委員 だから、大臣、そういうことなんです。クーリングオフについては、それは消費者保護につながるから。しかし、契約書面の電子化については、消費者保護につながるのかどうか疑義がある。あるいは、いや、それは消費者保護につながるらないよ、かえって消費者被害は増えるかもしれないよ。

だから、先ほど古屋先生が御発言の中で何回も確認されたように、どうやって消費者の利益を守るの。消費者庁は、政令、省令、通達でやります、承諾の実質化を考えますとおっしゃるけれども、署名してしまえば、署名があるじゃん、承諾したじゃん。これはもう圧倒的に消費者は弱い立場に置かれるんですよ。

例えば銀行と顧客との紛争で、いやいや、それは銀行さんがここに判を押してくれと言うから押したんだ、自分は何も知らない、そんなつもりはなかったんだとだけ言つたつて、判を押しているじゃないですか。裁判じゃ、そういうことですよ。あなたはここに判を押しましたね、あなたはここに署名していますねということがもう全てもんですよ、判例上、裁判例上。

だから、さつき次長が、口頭や電話でのものは認められませんか。当然じゃないですか、そんなものは。

悪質な事業者は契約するために最後署名させるわけですけども、それは、契約書面の電子化をいいですかというのを署名させることなんか簡単でしょう。署名しちやつたら終わりなんですよ。

あとはもう、いや、そんなつもりじゃなかったんですとどれだけ言ったって、いや、あなたは署名しているからと。それでザツツオールですよ。ジ・エンドですよ。

だから、消費者被害が増えるね、みんな心配だねということを、日弁連の先生方も、実際に困っている消費者の方々の相談に乗っている消費生活相談員の方々も、みんな心配しているわけです。それはやめてください、勘弁してくださいと、みんな言っているわけですよね。

それを無理やりやるというのは、ここは、正すべきは正す。政府・与党としての、さすがだね、やはりさすがみんなの意見に耳を傾けてくれるんだねというところを、伊藤先生、見せてくださいよ、本当に。

では、もうちょっと続けて聞きますけれども、今日、内閣法制局に来ていただいておりますが、消費者庁さんが特商法と預託法の改正に向けて法制局へ相談にいらした、相談をかけたと思うんですけれども、その最初の日付を教えてくださいませんか。

○平川政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの法案について最初に相談ということになりますと、その日付まで私どもは承知しておりません。

まず、担当参事官のところに消費者庁の方が御相談に参ったと思いますが、担当参事官がこの法案の条文の審査を開始したのは十二月下旬頃だというふうに担当参事官からは聞いております。

○川内委員 法案の審査を開始したのが十二月下旬頃、相談に来たのはちよつと定かではないということなんですけれども、ちよつと思ひ出していただきたいんですけれどもね、参事官に聞いていただいて。また次回お答えいただけますか。

この日付が非常に重要なんです。要するに、委員長、検討会でも議論されていません、消費者委員会の先生方も、それはいいねと積極的に契約書面の電子化について言った人はいません、だけれども、消費者庁はそれを法案に入れていきます。

じゃ、いつ入れることを考え始めたのかということとは、非常に重要な事実になりますので、ちよつと参事官に確認していただけますか。

○平川政府参考人 お答えいたします。

先ほど申しましたように、正確にその日付等を記録しているわけではございませんけれども、私が昨日の時点で参事官と話したときには、担当参事官から、大体十一月の中旬ぐらいに相談があったのではなかったのかなというようにことを申しおりました。

○川内委員 だから、十一月の中旬には、もうこの契約書面のデジタル化を法案の中に入れるということ法制局と相談を始めているわけですね。

では、井上大臣は、十月六日の記者会見で、特に、特に大臣として何がやりたいですかと聞かれて、特商法と預託法の改正であるということをお大臣会見でお述べになつていらつしやいます。その大臣会見でお述べになられたときに、既に特商法と預託法の改正案について事務方からレクを受けていたのではないかとというふうに思いますけれども、大臣、いかがですか。

○井上国務大臣 済みません、質問通告を具体的にいただいていないので記憶は定かではありませんけれども、大臣会見でも申し上げているということであれば、当然のことながらレクは受けていると思います。

○川内委員 だから、もう特商法と預託法について、十月六日の時点では、大臣はレクを受け、要するに契約書面のデジタル化についても、ああ、そうなのということで、説明を聞いておつたということになるわけですよ。

次長が、いや、それは違いますと言いたくて手を挙げていたけれども、まだ質問もしていないのに。

次長は、いつ契約書面のデジタル化について担当部局からレクを受け、そのことを、そう、じゃ、みんな考えているこうねというふうにしたんですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

正確な日付は分かりませんが、十月六日に、規制改革推進会議の事務局である規制改革推進室から、特定商取引法の特定継続的役務提供に係る契約前後の書面の見直しについての検討要請がございました。また、十一月二日、規制改革推進室から、各省庁の所管法における全ての民手続の書面規制についての法改正の検討依頼がございましたので、それ以降だろうと思います。

○川内委員 それ以降で、次長がレクを受ける前に大臣がレクを受けているんですか。そんなばかな話はないでしょう。

本件は、伊藤先生、何か規制改革推進会議のせいに消費者庁はしているように見えますよね。いや、規制改革推進会議から言われたんですよ、だからやつたんですよ。

違つたんですよ。だって、五月までは、できませんと言っていたわけですね。十月に、もう一回規制改革ホットラインで要望を受けて、やりやすに変わつたわけですね。

だから、その間に消費者庁の中で何かがあるんですよ。そこについて全く説明責任を果たされていない。もう十月六日の時点では大臣レクを受けているわけですから。

今日は規制改革セクションも来ていただいていますから、ちよつとお尋ねしますけれども、私に、本件規制改革について、契約書面のデジタル化について規制改革推進会議での経緯を説明に来てくれた担当の皆さんは、これは今までずっと断られてきていたので、今回、消費者庁が検討すると言つたので、ちよつとびっくりしました。特に規制改革推進会議側から何か言わなくても、もう消費者庁が乗り降りしたからと言つたんですよ。

だから、普通は、伊藤先生、規制改革推進会議がなかなか進まないと思つたら、事務局が役所を何回も呼んで、これはどうなんだ、あれはどうなんだ、資料を出せとか、一生懸命打合せをして、それで進めていくわけですよ。今回、それがな

規制改革推進会議事務局が消費者庁を呼んで、正式な会議以外にですよ、正式なヒアリング以外の打合せ等が行われましたか。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

特に行われておりません。

○川内委員 特に行われていないということが、伊藤先生、消費者庁が乗り降りしたということを表しているわけです。誰も何にも言わないのに。

検討会は、デジタル化は消費者の脆弱性を更に増すので気をつけようねと言ひ、消費者委員会は、説明を受けて、いや、それはまずいでしょ、ちよつとどうなのという意見を言い、だけれども、消費者庁は必死になつて頑張っているわけですね、今。それはなぜなんですか。

次長、そのなぜというのを教えてください。何で、そこまでして契約書面のデジタル化にこだわるのか。消費者の利益にならないですよ。消費者の保護につながらないです。みんなそう言っている。なぜですか。誰が決めたんですか。どの場で決めたんですか。その経緯を明らかにしてください。

○高田政府参考人 まず、なぜというところからお答え申し上げます。

経済のデジタル化の進展、そして昨年来のコロナにおける新しい日常という下で、接触ではなくてデジタルで物を進めようという動きが全般的になつたところでございます。

そうした中で、今の法律では、一切、デジタルは認められない、紙でないと認められないというものでございますので、それは、委員が先ほど御発言にもありましたように、デジタルに慣れている人もいるかもしれない、慣れていない人もいるかもしれない、だから、デジタルに慣れている人は可能にしよう。まさに、原則書面は残して、例外的にデジタルを認める。ただし、委員から何度も御指摘いただいていますように、それは被害につながる可能性がございますので、しっかりと制度設計にしようと思つてるところでございます。

ます。

それから、どういう時点かと申し上げますと、確かに、おっしゃるとおり、八月の特商法等の検討会議の時点まではそういうような検討はしておりませんでした。まさに秋以降でございます。

先ほど、十月六日の大臣会見ということがございましたけれども、十月六日以前に、大臣が着任されてから、特商法の改正について御説明しておりますけれども、その時点で我々が考えている特商法の改正、預託法の改正の中には、もちろんデジタルということも含まれておりません。

十月六日以降、規制改革推進会議から、親会議の方から、特定継続的役務、それから、事務局からは、それ以外の全ての法案について検討せよというのございましたので、そういったいろいろなデジタルの動きも踏まえまして、まず事務局としてしっかりと議論し、事務局として、今回は、例外的に認めるということならば可能であろうという結論をしっかりと出した上で、大臣に御説明して、了解となったものでございます。

かなりの議論はしておりますので、決して乗り乗りというわけではございません。

○川内委員 別に、私が乗り乗りと言ったんじゃないんですよ。規制改革推進会議事務局の方が、消費者庁が乗り乗りだったんですわ、何にも言わなくてもじゃんじゃん自分たちでやったんですよとおっしゃったんですよ。へえと。

だから、今、なぜということについて御説明をされたような、されていないような状況なわけですから、先ほど総理の御発言を紹介しましたよね。消費者保護の観点等から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしないというのが政府方針でしょう。これは内閣総理大臣が発言されているんですよ。消費者保護の観点等から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしないというのが政府の統一された方針なのではないんですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

三月二十六日参議院財政金融委員会速記録で読

み上げさせていただきますと、総理の答弁でございますけれども、今般のデジタル改革関連法案においても、押印、書面の見直しを図り、デジタルによる手続を可能にする一方で、例えばとして、保険契約における契約条件の変更の通知は、消費者保護の観点から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしないと。保険契約に関しては、このこと、そこは答弁されていると私は理解しております。

○川内委員 保険契約の前に例えばとついているじゃないですか。例示として保険契約を挙げたんですよ。

総理の本則は、消費者保護の観点等から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしないというのが政府の方針なんでしょう。保険契約だけは消費者保護の観点等から配慮を要する手続であるということなんでしょうか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

デジタル化の対象とはしないということで、保険契約を例示されていると思います。

私どもに関しましては、デジタル化の対象とできるということで判断して提案したところでございます。

○川内委員 だから、消費者庁は消費者保護の観点がないということをご自ら白状したわけですね。

消費者保護の観点等から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしないというのは政府の方針なんでしょう、政府の方針。しかし、この特商法、預託法については、消費者保護の観点はないんだということをご自らおっしゃったわけですね、デジタル化について。

特商法、預託法の法の目的、第一条に反しますよ、今の御答弁は。消費者保護と書いてありますよ、法第一条に。

○高田政府参考人 お答えいたします。

消費者保護の観点から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしない、すなわち、消費者保護の観点からデジタル化の対象とすべきで

ないというものはしないということでございますので、消費者保護の観点からしっかりと対応が可能であるというのについてはできるというものでございまして、私も、私も、繰り返し御説明しておりますように、消費者保護の観点から、承諾の実質化など、しっかりと対応をしたいと考えております。

○川内委員 委員長、承諾の実質化と一生懸命言っているじゃないですか。実質化なんかできないですから。できないんですよ。できないから、これだけ消費者被害が起きているわけですから。できないことをできるできると、取りあえず法律を通してくださいよと。これは悪徳業者を喜ばせるだけです、悪質な業者を。やったみたいなの。

これは幾ら何でも、まあ、今日も私の質疑、大臣には不満だったと思います、またデジタル化のこととか、そればかりか。ほかにもいっぱいあるんですよ、論点。だけれども、これをまず、だつて、みんなが心配しているんですから。消費者委員会の先生方も、弁護士の先生方も、消費者生活相談員の方々も、みんなが契約書面のデジタル化には反対しているわけですから、勘弁してくださいと。だから、ここをまずはつくりやせない

と、その他の論点に行けないんですよ。今日、私、まだ、このデジタル化について、いっぱいほかにも聞かなきゃいけないことがあるんですよ。是非、大臣、みんなで議論して、よりよいものに、消費者被害がないようにしていくために、大臣の本当の大臣としてのお働きを心からお願いをいたしまして、取りあえず今日は終わらせていただきますというふうに思います。

ありがとうございます。

○永岡委員長 次に、大西健介君。

○大西健介委員 大西健介です。

非常に限られた質問時間、柚木、尾辻両理事に御配慮いただいたことに感謝申し上げます。

今、川内委員が五十分使っても質問し切れないと言われた契約書面の電子化ですけれども、四月

二十一日時点で百二十四団体から反対の意見書が出ています。これはまだまだ増え続けているということなんでしょうけれども、私からも、先ほど川内委員からもあつた四月二十二日付の大臣のブログで、いよいよ特商法改正案の審議入りですということで、本会議での代表質問、契約書面のデジタル化ばかりが質問されて、素直に言つて残念ですというふうに書かれていますけれども、この百二十四団体、更に増え続けている関係者の皆さんの反対の声には私はまず真摯に耳を傾けるべきだと思うし、この大臣のブログを読むと、その深刻さというのが全く分かっていないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、このことについて、大臣から一言いただけますか。

○井上国務大臣 私がブログにその記述を書いた意図といたしましては、この電子化だけではなくて、法案の中には様々な改正点がたくさんありますので、そういったことについても是非議論をしていただきたい、そういった趣旨でございます。

○大西(健)委員 私はほかの論点も今日やらせていただくつもりですけれども、川内委員は、五十分使つても、まだまだこの問題は言うべきことがあるんだとおっしゃっていました。私は、やはり、内容だけじゃなくて、先ほど川内委員もやらせていただきましたけれども、このことが法案に盛り込まれた経緯についても極めて問題があるというふうに思っています。

私、資料として、二月二十四日付の伊藤消費者庁長官記者会見の要旨というのをお配りさせていただいていますが、まず、一番目のこの線を引いた部分ですけれども、記者から、契約書面のデジタル化というのはいくつにも出てきたんじゃないか、どういふ議論で去年の秋口くらいからこういふ話が庁内で議論になるようになったんだという話が質問に出ています。

先ほど高田次長からも十月六日以降という話がありましたけれども、それに対して長官からは、線の部分ですけれども、特商法、預託法の議論をしていたときには組上についでいなかったという

ことですというふうにはつきり言われていますけれども、そういうことで間違いないのか。先ほどの川内委員とのやり取りと重なる部分もありますけれども、大臣、改めて、間違いないかということを確認したいと思います。

○井上国務大臣 検討の経緯といたしましては、政府全体におけるデジタル化の議論の中で、規制改革推進会議において、特商法の一部取引類型の契約書面等の電子交付についても取り上げられた。これを受けて、消費者庁において、デジタル化について検討を行い、消費者の利便性の向上や消費者利益の擁護を図る観点から、特商法等において、消費者の承諾を得た場合に限り、契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする改正を行うこととした、こういうことです。

○大西健委員 整理して申し上げますと、先ほど川内委員もやられていましたけれども、まさに、最初の特商法あるいは預託法の改正の議論をしていたときには、このデジタル化の話はなかった。ところが、十月六日に規制改革推進室の方から要請があつて、それを受けてこの話は出てきた話であつて、言い方はあれですけども、後出しの話なんです。当然これは、いろいろなこの法案の検討過程で初めから入っていることであれば、もうその時点で消費者団体とか弁護士の方から大反対したと思います。

先ほど来、政府全体のデジタル化の中でという話ですけども、特商法における書面交付というのは、他の電子化とは同列に論じることができない問題だというふうに思います。それが、従来の消費者庁自身の見解だった。

このことについても、先ほど川内委員もやられましたけれども、川内委員が触れたものが、資料の二枚目に私つけさせていただきましたけれども、これが、平成二十三年一月二十日の第五回情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会の資料です。

ここに線を引きましたけれども、川内委員が言われたように、消費者保護を後退させるため実施

は困難というふうに書かれています。その後に、①、②、③というふうに、更にその理由が書かれているんですね、具体的に。

①でいうと、例えば、書面を直ちに交付するというところになっていくけれども、その直ちに交付するというのが担保できないんじゃないか、あるいは、消費者の注意を喚起するために、赤字で記載すべきということが定められているけれども、電子的交付だとそれが本当にできるのか、保証がないとかです。

②では、直ちにということになっているけれども、電子メール等での書面の送信が翌日以降になつてしまう場合があるんじゃないか。

あるいは、電子メール等を受領した、受領していないということ、無用のトラブルが起こるおそれがある。

①、②、③と具体的にこの理由を挙げて、そして、最後のところですけども、「他の方法によつて代替されるものではない。」と書いているんです。

これは、この平成二十三年の時点と今の時点で、何か変わるんですか。変わらないと思うんです、私は別に。平成二十三年から何年かたつたら、何か取り巻く環境、事情が変わつて、この①、②、③の理由が全部クリアできましたということにはならない。

この時点で「他の方法によつて代替されるものではない。」とはつきり書いてあると思いますけれども、何か変わつたんですか。大臣、いかがですか。

○井上国務大臣 例えば、今から十年前、二〇一一年当時と現在とでは、我が国の国民生活におけるデジタル化の状況、これは大きく変わったというふうに認識をしています。

○大西健委員 変わつて、この①、②、③のこういう支障というのがなくなつたんですか、それでは。デジタル化を推進したことによつて、この①、②、③の心配というのは、支障というのは解消されて、その時点では「他の方法によつて代替

されるものではない。」となつていたのが、できることになつたんですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

様々な論点があると思いますので、こういう点も踏まえまして、実質的な承諾の取り方についてしっかりと検討したいと考えております。

○大西健委員 その点については先ほど川内委員がある言われましたけれども、最後におっしゃつていたように、承諾の実質化というのは、これはできないんだ。

消費者庁自身も、この時点では「他の方法によつて代替されるものではない。」と言っているんですよ。承諾の実質化をやればこういう懸念は払拭されますよということであれば、この平成二十三年の時点でもできたはずなんです。何も変わっていないんですよ。ですから、結局、その当時と何か、技術が進んで、すごい何かAIで大丈夫になつたんですとかいう話でも何でもなくて、当時他の方法によつて代替されなかったものが、今になつて承諾の実質化というのでできるという話だつたら、当時だつてできたはずなんです。何にも変わっていないんですよ。だから、これはやはり理由になつていないというふうに思います。

それから、先ほど来言っているように、本当に承諾の実質化はできるのか。

ここでも、一枚目に戻つていただいで、伊藤消費者庁長官は何と言っているかといつたら、法律が通つたら考えますと言っているんですよ。先ほどちょっと古屋委員の質問に対して少し具体的な答弁はありましたけれども、政省令で定めま

す、法律が通つたら考えます、具体的な方法はと。それで、はい、そうですね、それだつたらいいですねんというの、これは言えないと思います。

それから、もう一つ、この記者会見要旨の中では、二番目のところの記者の質問ですけども、書面の交付の電子化は消費者が望んだことなんですとかという記者の問いに対して、長官は、具体的に何かの御要望をいただいているというわけでは

ないというふうに素直に認めています。

消費者からの具体的な要望があつたわけではないということで、大臣、間違いないかどうか、これも端的にお答えいただければと思います。

○井上国務大臣 長官が答えているように、何か具体的に、個別に、あるいは書面といったような要望はなかつたんだと理解しています。

○大西健委員 そうなんです。それで、結局、これはやはり規制改革会議から出てきた話であつて、消費者が望んだことではない。望んでいないどころか、消費者が反対していることを強行しようとする。その姿勢では、一体消費者庁はどこを見ているのかということなんだというふうに思います。

次に、ちょっとこの話はまたほかの委員もやられると思いますので、こればかりやっていると、大臣からそればかりだとまた言われてしまうので、ほかのことも聞いていこうと思うんですけども、今回、新たな日常ということ、このコロナの、新たな日常への対応として、送りつけ商法対策というのが法案に盛り込まれていますけれども、新たな日常という点では、コロナ禍で対面での出会いというのが減つていて、そういう中で、マッチングアプリの需要というのが増えていきます。そして、マッチングアプリに関する相談やデート商法の被害というのが増えているんです。

今日、ちょっと記事をつけることができましたのでしたけれども、先日、分かっているだけで四十五人の女性と同時に交際をして、水素水の整水器などの契約をさせていた三十九歳の男が逮捕をされました。逮捕容疑は、自分の誕生日を偽つて誕生日プレゼントを詐取したという詐欺容疑なんですけれども、ただ、何をやってたかというところ、こういうデート商法を繰り返して、そして、その相手に水素整水器などを契約させていたんです。狙われたのは、結婚願望の強い三十代、四十代の女性です。

先ほど牧原委員の質問の中で、このつけ込み型勧誘の取消権について規定した第四条第三項の四

号、「社会生活上の経験が乏しいことから、」ということについては、平成三十年の法改正当時にもいろいろな議論があったというお話がありました。まさに、「社会生活上の経験が乏しいことから、」という要件があると、三十代、四十代の女性には社会生活上の経験が乏しいことは当たらない、こういうふうになってしまふ可能性があるんじゃないか。そうだとすれば、やはり私はこの要件については見直しが要だというふうに思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○井上国務大臣 平成三十年の改正では、法第四條第三項第三号及び四号に「社会生活上の経験が乏しいことから」という要件があることから、全会一致の修正により、同項五号及び六号が設けられたものです。

消費者契約法の取消権の検討においては、立法時の経緯も踏まえつつ全体像を検討していくべきと考えており、「社会生活上の経験が乏しいことから、」という要件のみに着目して、これを削除すれば足りるとは考えておりません。

○大西(健)委員 それだけ削除すればいいという問題じゃないのかもしれませんが、我々野党の案では、この要件を削除し、かつ、このつけ込み型勧誘取消権の包括規定を定めるということにしています。是非、これは前向きにまた議論をしていただきたいと思います。

次に、前回の一般質疑で、私、業務停止命令を受けたVISIONが最後の荒稼ぎをするんじゃないかということの指摘をさせていただきました。案の定、懸念していたことが起きているんです。

資料の次のページ、三ページ目ですね、見ていただきたいんですけども、これも線を引いておきましたけれども、VISIONは今、SSTとかSHKという名称を使ってセミナーを続けているということです。この記事の最後の方でも、四月下旬には沖縄でもセミナーを実施する、四月五日から七日には北海道の函館のホテルでもセミナーをやったということが書かれています。

消費者庁は、こういう、名前を別にして、セミナーをまだVISIONが続けているということ、これを把握しているのか。また、大臣、私が言ったようなことが起きてしまっているんですけども、業務停止命令を潜脱するようなこういう行為を、野放しにしておいていいのか、大臣から御答弁いただきたいと思っています。

○井上国務大臣 消費者庁では、特商法などに違反する疑いがある場合、法律に基づき調査を行い、違反がある場合には行政処分を行っておりますが、個別の事案についてコメントすることは差し控えたいと思います。

消費者庁は、本年三月、VISION社等に対して、法律で定められているものとしては最長となる二十四か月の業務停止命令を命じるなど、厳正に処分を行ったところです。

○大西(健)委員 前回も言いましたけれども、消費者庁が業務停止命令をかけても、それを無視してまたセミナーをやっていたということを前回私は指摘しました。大倉さんとかこういう人たちがやっていると。そして今度は、VISIONという名前をまた変えてやっているんですよ。

ですから、最長の二十四か月の業務停止命令をかけたと言っているけれども、またまた消費者庁はなめられまくっていて、結局、それを無視して、別の名前でセミナーを続けている。これでは消費者被害はなくなるんですよ。是非、大臣、個別のことはと言いますが、本当に真剣に食い止めていただきたいというふうに思います。

次に、WILLやVISIONは、ウィルフォンライセンスバックという名称で、IP電話機能とかカラオケ、ゲームなどの複数のアプリが読み込まれたとするUSBメモリーを販売していたんですけど、やっているんですけども、これは、法改正によって、今回、指定商品制というのを廃止して、全ての物品が規制の対象になります。ただ、その場合、例えば、今はUSBメモリーを使っていたけれども、こういうUSBメモ

リーという物品を介さないでデータを送信する形態にした場合には、これはちゃんと規制の対象になるのかどうなのか、事務方に確認したいと思っています。

○高田政府参考人 お尋ねにつきましては、個別の事案に関する仮定のものであり、一義的にお答えすることは困難であります。

○大西(健)委員 いや、おかしいじゃないですか。今、預託法の改正をやっていて、今回、全ての物品を対象にするからこれで起らないんだと言っているのに、今やっているこのウィルフォンのような、USBメモリーを介さないでデータでやたらどうなるんだ。個別の話じゃないですよ。

では、一般論として、データのやり取りだったら対象になるんですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。一般論ということで、御指摘のような事案は現時点では生じていないと承知しておりますが、情報データをUSBに入らずに当該データを預託すると仮定してお答えいたします。

今般の預託法改正案では、物品に関する政令指定を廃止し、全ての物品を適用対象としております。また、規制の潜脱を防止する観点から、物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利についても適用対象としております。

自らが所有する物品の預託のみならず、当該物品に含まれる内容等の預託についても、物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類するものに該当し得る。したがって、個別の事案によるものの、電子データを預託した場合においても、USBに含まれる内容等の預託として適用対象となり得ると考えられます。

○大西(健)委員 データは特定権利になり得るということなんです。初めからそう答えればいいじゃないですか。何のために審議をやっているんですか。抜け穴がないかどうか、今確認しているその抜け穴ということでしょうか、四月六日の本

委員会では、私は、今回の法改正ではケフィアのようなケースが規制の対象にならないおそれがあるということを指摘しました。

このケフィアのケースというのを皆さんに確認していただきたいんですけども、ここに一応ちよつとパネルを作ってみました。皆さんのお手元にもお配りしてあります。

このケフィア事業振興会のオーナー契約というんですけども、この仕組みでですけども、これはいろいろものをやっているんですけども、メンバーシップだったりとかなですね。これは干し柿のパッケージを基につくりました。

契約者は、①のところ、一口五万円でケフィア事業振興会の干し柿オーナーになる申込みをするんですけど。これは一口五万円ですから、十口の人もありますし、もっと多い人もいるということですけども。ケフィアは、そうすると、グループ会社のかぶちゃん農園に仕入れ、製造代行を依頼して、さらに、かぶちゃん農園はかぶちゃんファームに柿の栽培、収穫をさせる。

その次がポイントなんですけれども、④のところの黒枠で囲った部分ですけれども、所有権が契約者に移るのはいつかというところ、他の部分から区分することが可能になった時点ということになっていくんです。法的には、ただ、この他の部分から区分することが可能になった時点というのが不明確なんです。

それで、そうなった後に、今度は、ケフィアは、満期にオーナーから干し柿を買収して、そして買取り予定金額を振り込む。一口五万円だったら五万四千九百五十円が振り込まれる、こういう仕組みなんです。

この場合、今言ったように、預託期間というのはどうなるかというと、オーナーに所有権が移った時点から買戻しまでが預託期間なんです。ところが、オーナーに所有権が移った時期というのがよく分からない、不明確だ、こういうケースでは、事業者側が意図的に、恣意的に、所有権移転時期をこじだと言っていると、預託期間が三か月に

満たない、そのために規制の穴をくぐつてしま
う、こういうケースが出るんじゃないかというこ
となんです。

これに対して、前回の委員会の答弁で、片桐審
議官はどうか答弁したかというと、一定の期間の預
託があるかどうかについては、個別の事案に応じ
て、実態を十分に精査するというふうに答弁しま
した。

このケフィアだと、また何か個別の話には答え
られないとか言うのかもしれないけれども、一般
論として、今言ったように、所有権移転時期が不
明確で、恣意的に事業者の方で決められてしま
うことによって預託期間を満たさないおそれがある
ような場合についても、片桐審議官の前回の答弁
というのは、まさにこういうケースも、規制逃れ
は許さないように、ちゃんと実質的にやるんだと
いうことで間違いないのかどうなのか。このこと
についてお答えいただきたいと思います。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

預託等取引については、消費者による物品等の
一定期間の預託に関し事業者が利益を供与するこ
とを本質としております。したがって、一定
期間の預託がない場合は、預託等取引としての本
質を欠くことになり、そもそも預託等取引に該当
しないということになります。

もともと、一定期間の預託があるかどうかにつ
いては、個別の事案に応じまして、その実態を十
分に精査した上で、適切に事実認定をしてまいり
たいというふうに考えてございます。

○大西(健)委員 その答弁は、この間と同じなん
です。

だから、実質的にちゃんと認定するというの
は、意図的に所有権移転時期を、恣意的に事業者
が判断して、三か月に足りないというふうになら
ないようにちゃんと判断するというところでよろし
いですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

一定期間の預託があるかどうかについて、個別
の事案について、実態を十分に精査するというこ

とでございますけれども、預託等取引の本質であ
ります一定期間の預託の有無、これは、問題と
なっている取引の実態を踏まえまして、実質的に
判断されるべきということでございます。

預託の有無の判断に際しまして、事業者側の恣
意的な解釈による規制逃れが認められるものでは
ございません。

○大西(健)委員 今、恣意的な規制逃れは許さな
いと言っていたきました。そのように是非やっ
ていただきたいと思っています。

そしてもう一つ、今、預託期間が必要だとい
うことをおっしゃいましたけれども、この預託期間
を設けている理由というのはそもそも何なのか。
特に、買戻し型預託については、そもそも一定期
間の預託を要件とする合理性がないんじゃないか
というふうに思います。

あるいは、こういうケフィアのようなケースで
は、今言ったように、所有権移転時期が不明確
で、恣意的な判断を許してしまうので、もういつ
そのこと、預託期間の始期を、所有権移転時期か
ら買戻しまでじゃなくて、その始まりの時期を、
引渡しを行う前の契約締結時、こういうふうにし
て起算すればいいんじゃないかというふうに思
いますが、この点、いかがでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの買戻し型預託の趣旨が必ずしも明らか
でないというのはございますけれども、預託等取
引については、消費者による物品等の一定期間の
預託に関し事業者が利益を供与することを本質
としております。一定期間の預託がない場合は、
預託取引としての本質を欠き、そもそも預託等取
引に該当しないということになります。

もともと、一定期間の預託があるかどうかにつ
きましては、個別の事案に応じ、その実態を十
分に精査した上で、適切に事実認定をしてまいり
たいというふうに考えております。

○大西(健)委員 それを設けているのは恐らく一
定の預託がないと利益が上がらないんじゃないか
というようなことなんですけれども、買戻すん

ですから、これは別に、一つは、恐らく期間を設
けているのは、過剰規制の回避ということと、あ
と、短期間では被害が生じないだろうという話な
んですけれども、こういうケースでは、もはや買
戻しすることになっていくわけですし、実際、短
期間でも被害が出ています。それから、過剰規制
ということも、自ら事業者が買戻すと言ってい
るわけですから、過剰規制にもならないと思いま
すので、そもそも合理性が私はないと思います。
それから、もう一つのやり方として、他の方法
としては、預託の定義自体をもっと変えて、他の
法令にもそういう事例が見られますけれども、例
えば、こういうようなことではどうか。

例えば、買戻し特約付売買契約、リース契約そ
の他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号
に掲げるものと同様の経済的性質を有するものと
いうような包括的な定義を置けば、買戻し特約つ
きのこういう売買であっても、これは預託に当た
るんだ、その他いかなる名義をもつても、実
質的に同様の経済的性質のものであればそれは預
託とみなすんだ、こういう定義を包括的なものに
すればいいんじゃないかと思うんですけれども、
これはいかがですか。

○片桐政府参考人 既に申し上げたことで恐縮で
ございますけれども、一定期間の預託がない場合
は、預託としての本質を欠いており、そもそも預
託等取引に該当しないということになります。

もともと、一定期間の預託があるかどうかにつ
いては、個別の事案に応じ、その実態を十分に
精査した上で、適切に事実認定をしてまいるとい
うことでございます。

その場合には、問題となる契約の形式的な名称
ではなく、当該契約が実質的に預託等取引に該当
するかどうかによって判断されるということにな
ります。

預託の有無の判断に関して、事業者側の恣意的
な解釈による規制逃れが認められるものではござ
いません。

したがって、御指摘の包括的な定義は設け

る必要はないものというふうに認識しております。

○大西(健)委員 包括的定義を設けなくても規制
逃れは許さないようにちゃんとやるんだと、今こ
こで言いましたからね、ちゃんとやってください
よ。

それから、もう一つ、ケフィアのこういうケー
スを見ていただくと、オーナー契約の実態とい
うのは、顧客から集めた金銭をケフィアグルー
プが、各事業、さっき言った干し柿であったりメ
ブルシロップであったり、サーモンであったり、
何かいろいろな事業に充てて、そしてその利益を
配当することを目的とする契約にはかならないと
思います。

つまり、これは、金融商品取引法の集団投資ス
キームに該当するものであつて、これは金商法で
やればいいじゃないかという話も以前からあるん
ですけれども、この考え方について、今日、金融
担当の政務官に来ていただいていますので、御答
弁いただきたいと思っています。

○和田大臣政務官 お答え申し上げます。

お尋ねの買戻し型預託の趣旨が必ずしも明らか
ではございませんけれども、預託商法は、一般的
に、物品を預託して、その物品を賃貸等の形で活
用することにより利殖を図るというスキームだと
認識をしております。

金融商品取引法は、投資ファンド等を有価証券
とみなして規制を適用しておりますが、これは、
金銭を出資、拠出して、事業から生ずる収益の配
当等を受けるといった、金融商品としての性質を
持つことによるものでございます。このため、物
品を購入、預託するスキームにつきましては、金
融商品取引法の規制対象にすることはなじま
ないと考えられます。

こうしたことを踏まえまして、預託商法に関し
て検討を行っていた消費者委員会においても、物
品が介在している預託商法については金融商品取
引法の規制にはなじまない結論づけ、預託商法
に係る法制度等の検討について、金融庁ではな

消費者庁に建議を行ったものと承知をしております。

委員が御懸念されております悪質な預託商法は、本日議題となっております改正法案で適切な対応がなされると承知しておりますけれども、いざいざにしても、今後にも必要に応じて消費者庁と連携をまいりたいと思います。

○大西(健)委員 さつき、違うことですけれども、結局、名義はともかく、やっていることに着目して私は取り締まっていくことが必要だと思います。

つまり、今回、全ての物品どころか、特定権利まで広げるわけです。そして、実態でいうと、申込みをしている人たちも、オーナーになるというけれども、別に物品を手にするということを目的としているんじゃないくて、五万円払って五万四千九百五十円、もうかるということでやっていて、そして、そのお金をかき集めて、ケフィア事業振興会が投資というか、いろいろな事業をやつて、そしてそこで上がった利益を配分する。これはまさに集団投資スキームだというふうに私は思います。

ただ、おっしゃるように、今回、本当にちゃんと、新しい法改正がしっかりと厳格に運用されれば、かなりの部分を取り締まることはできると思います。

もう一つ、ケフィアは甚大な被害を出しているんですけれども、詐欺で立件できているというのはごく一部だけで、ほとんどは出資法違反になっています。

ただ、出資法第一条及び第二条第一項違反の罰則というのは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金になっているんです。この懲役三年以下というのはがちよつとみそで、懲役五年以下になると執行猶予はつかないんですけれども、懲役三年以下だったら執行猶予がついちゃうんです。ですから、非常に、言っちゃ悪いですがけれども、やり得になつてしまっている。

今回、預託法改正でも、新設の罰則とか、罰則

の引上げが行われていて、例えば預託法でも、勧誘、契約等を確認を受けないで行った場合の罰則が五年以下の懲役になっているんです。

出資法違反の罰則を最低でも三年以下じゃなく五年以下に引き上げなければ、私はやり得を許してしまうことになると思いますが、今日は法務省の政務官に来ていただいていますので、御答弁いただきたいと思っています。

○小野田大臣政務官 法務省は、本法律の前提となる資金需給の状況などの経済金融情勢や関連業者の業務実態等を直接に把握しておりませんが、一般論として、法定刑を引き上げることについては、法定刑を引き上げる必要性や理由をどのように考えるか、実際の処罰の状況として、法定刑が低いために適正な量刑が困難となっているような状況にあるのかなどといった検討課題があると考えております。

いずれにいたしましても、捜査機関においては、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば適切に対処するとともに、悪質な事情については適切に主張、立証することで、厳正な科刑の実現に努めていきます。

○大西(健)委員 さつき言つたように、例えば預託法も引き上げていますし、金商法も引き上げてい、だから、私は出資法も引き上げていくべきだと思います。

和田政務官と小野田政務官、ここまで結構です。お忙しいところ、ありがとうございます。

消費者庁は、行政処分の過程で、債務超過も、裏づけとなる物品や事業としての実態がなく、早晚破綻することに気づいているにもかかわらず、事業継続を止めることができずに、被害の拡大を防ぐことができなかったということです。そして、今回もそうですけれども、破綻したときには時既に遅しで、財産は隠蔽、散逸してて、被害者の救済はできない、これが過去の教訓であり、私は最大の課題だと思います。この点、被害者救済のためには、消費者庁による破産申立

て権の付与が不可欠だと思います。

ところが、平成二十五年六月の消費者の財産被害に係る行政手法研究会というところで、今言った消費者庁の破産申立て権について、その意義や課題を具体的に論点整理し、今後の検討が期待されるというふうに書かれたんですが、それ以降、六年以上全く議論が進んでいない。

私は、早急に議論を再開して、消費者庁による破産申立て制度を導入すべきと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○井上国務大臣 消費者被害を救済するための制度、様々考えられますが、新たな制度を設けるべきか否かについては、既存の制度の運用状況を踏まえて検討する必要があります。

消費者被害を救済するための既存の制度としては、消費者裁判手続特例法に基づく特定適格消費者団体による被害回復の制度があり、御指摘のような破産申立て権を創設すべきか否かは、消費者裁判手続特例法の運用状況も踏まえて検討する必要があります。

消費者裁判手続特例法については、平成二十八年十月に施行された後四年が経過し、一定の運用実績が積み重ねられつつあります。そのため、本年三月より、消費者裁判手続特例法の運用状況について多角的に検討する検討会を開催することといたしました。

まずはしっかりと消費者裁判手続特例法の運用状況を検討し、制度全体として実効的に消費者被害を救済できるようにしてまいりたいと思います。

○大西(健)委員 事務方からでも結構なんですけれども、行政庁による破産申立て制度の議論、六年間止まっていますけれども、再開させないんですか。

○高田政府参考人 先ほど大臣から答弁したとおりでございますけれども、特例法につきましまして、まずはしっかりと検討したいと考えております。

○大西(健)委員 特例法はやっていただけて結構ですけれども、是非、これも、この時点でちゃん

と論点整理して検討することが期待されると言っているわけですから、やっていただきたいと思います。

最後に、資料の最後につけましたけれども、過去の販売預託商法で問題となった主な事件の一覧です。安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア、ここに載っているのはごく一部です。今回の法改正で、原則、販売預託は禁止になりますけれども、そのこと自体、私は大きな前進だと思います。

しかし、これから先はもう起こらないから、過去のことはもうしやうがないんだ、知らないんだということでは私は済まないと思います。被害者の救済はほとんど進んでいません。虎の子の老後の資金を全て失って、家族にも会わせる顔がなくて、被害者の多くは今も苦しんでいます。

悪質な預託商法事犯が後を絶たない中で、最後、消費者庁も販売預託の原則禁止に踏み切りましたけれども、当初は何と言っていたかといったら、私も何回もここで聞きましたけれども、物品を売って預かるという行為自体に問題の本質があるわけではない、必要なのは現行法令に基づく執行強化及び体制整備であるというふうにならずと言っていたんです。

消費者庁がもつと早くこれをやつていれば、こんな被害は出なかったんですよ。だから、被害に遭った人たちはもう過去のことだからしょうがないんだじゃなくて、政府は何らかの救済というのを私は検討すべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○井上国務大臣 販売預託の原則禁止の対象となるのは、一般の改正法案の施行後に発生した事案であり、施行前に発生した事案については改正法案の対象とはなりません。

したがって、過去の被害事案については、全国の消費生活センター等に速やかに御相談いただき、解約や返金請求等を行っていただく必要があります。

消費者庁としては、消費者が早期に権利を行使

できるよう、国民生活センター等の関係機関と連携しつつ、消費者に対する迅速な情報提供に取り組んでまいります。

○大西健委員 言ったって、もう財産は残っていない。だから、もう十年例えば安楽からたっているわけですけども、全然救済は進んでいないんですよ。だから、それはもう過去のこと、これから先はもう起こらないんだからいいんじゃないと思いますよ。

私は、ジャパンライフやケファイアの被害者にも何回も会っていますし、ジャパンライフの被害者からはいろいろなことを聞いています。

大臣、会って、話を聞いてください。最後にこれだけ聞いて、もし会っていただけるなら、私、幾らでもあつせんしますから、仲介しますから。まず、聞かないと。彼らがいかに困っているかというの知らないから、いや、もうこれから先は起こらないので、過去のことには適用されません、相談センターに言ってくださいと。言ったって、救済なんかされないんですよ。この十年、何の救済も進んでいないんですよ。

会って、話を聞いていただけますか。これを最後に聞いて、終わります。

○井上国務大臣 消費者庁としては、適切な対応をしつかり全体として取ってまいりたいと思います。

○大西健委員 時間ですから終わりますけれども、会わないということですか。会わないんですか。会わないか、会うか、会うことを検討するかどうか、それだけ答えてください、終わります。

○井上国務大臣 繰り返しになりますけれども、消費者庁として、しつかり適切な対応を取ってきたいと思っています。

○永岡委員長 時間が来ておりますので、大西委員、短くお願いいたします。

○大西健委員 消費者庁というのは、一体何のためにある役所なんですか。消費者のためにある役所じゃないんですか。私は、今の大臣の答弁を

聞いて、本当に残念で仕方ありません。終わります。

○永岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党、尾辻かな子です。

今の大西委員とのやり取りで、大臣の答弁に私も驚愕いたしました。会うか会わないか、消費者被害、それもマルチとか預託商法で被害を受けた方々に会うかどうかすら明言をしない消費者担当大臣。大臣、姿勢が問われていますよ。大臣の姿勢が問われています。会っていただくと、検討するとやはり答えていただきたいんですが、いかがですか。

○井上国務大臣 消費者庁として、適切な対応を取ってまいりたいと思います。

○尾辻委員 消費者庁は、私が言うのも恐縮ですけども、与野党一致して、みんなで消費者の利益を守ろう、保護しようでやってきました。そのトップに立つ大臣が今のような御答弁をされる。今回の預託法と特商法改正は、私たちが異例の対案を出すということとをさせていただきまして、ここにおられるベテランの先生方からすると、何と、今までの消費者問題に関する特別委員会に關しての異例中の異例です。消費法ですら、いろいろなことはありましたけれども、何とか、何とか、何とか全会一致でやってきました。しかし、今回の、特に契約書の電子化については、やはりこれは私たちはもうどうにもできないというところでの対案であり、今、全会一致で今までの法案を通してきたという伝統がそのまま続けられるかどうかの瀬戸際なんですよ、大臣。

ちよつとはかの委員もおっしゃいましたけれども、大臣のホームページにはこう書かれています。四月二十二日の衆議院本会議の質疑に対して、コロナが大半だった、残りの法案に関する質問も契約書面等のデジタル化についてだけであつたことは、率直に言つて残念です。

ここが、私たち、一番の問題だということに焦点を当ててやっているのに、大臣の、私たちに對して審議をお願いする内閣のトップが、私たちの

質問について残念だと言っていると。これは撤回していただけないか。

○井上国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、今回の法案にはデジタル化以外にも様々な項目が入っております。そういったことについても大変重要だと思っておりますので、是非、国会で御審議をいただきたい、そういった趣旨でございます。

○尾辻委員 撤回もされない。消費者問題の被害者にも会わない。大臣、大臣はこの庁の大臣をされているんですか。疑問です。本当に今疑問しかないということをまず申し上げておきたいと思っています。

ちよつと時間がないので議論に入っていきますけれども、私も書面のデジタル化をやるんですけども、その前に、前回もやったメールによるクーリングオフのことについてきっちり確認をしていきたいと思っています。これも、様々な弁護士の先生や消費生活相談員の皆さんから懸念があるところがございます。

今回の法改正によつて、法改正九条一項で、電子メールでのクーリングオフができるようになります。しかし、発信主義の特則、つまり、九条二項、これは、書面を發したときと、記録媒体に記録された電磁的記録、当該記録媒体を發したときとなつているということで、発信主義の特則はこの二つである、それでよろしいですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の九条二項でございますけれども、この規定が置かれている趣旨というのは、郵便等による送付等を念頭に置いたときに、消費者に与えられるクーリングオフを行使するかどうかの熟慮期間というものが確実に確保されるように、郵便等期間によつてクーリングオフの期間が実質的に短くならないように設けられたということでございます。

電子メールについては、発信すれば直ちに到達するというところで、この規定には設けることはし

ていないというところでございます。

○尾辻委員 確認します。九条二項というのは、基本的に、ですから、USBやCDやDVDなどを送付した時点でクーリングオフが成立するとしか言っていないということではよろしいですね、九条二項。

○片桐政府参考人 はい。そのとおりでございます。

○尾辻委員 もう一度。つまり、この法律を普通に読むと、クーリングオフの発信主義の特則は、書面を發したときと記録媒体を送ったとき、送付したときとかならないということになつて、この九条一項のクーリングオフは、結局、民法九十七條一項の到達主義が適用されるということになりますか。イエスカノーでお願いいたします。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。今般の改正法案においては、郵送等によつて到達まで時間を要する記録媒体に記録された電磁的記録については、發送したときに効力を生じる旨の規定を明示的に置くとともに、到達に時間を要しない電子メール等についても、その性質上、発信と同時に到達して効力が生じるということとなります。

したがしまして、熟慮期間を確保するという趣旨が貫徹されており、これまでのクーリングオフの発信主義の考え方に變更を加えるものではございません。

○尾辻委員 でも、それだったら、九条二項に入れないとおかしいんですか。普通に読むと、だつて、発信主義は二項だけなんですから。さつき、メールはすぐに届くというふうにおつ

しやいましたけれども、メールは、例えば消費者側のサーバーの不具合とか、プロバイダー側の不具合とか、例えばキャリアによる通信の制限等で、別にすぐに届くというわけではないですね。そうすると、これは到達主義になつてしまいませんか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。仮に、クーリングオフ行使に係る電子メールが

事業者による正しくないアドレスの表示等によって不到達となったとしても、消費者がクーリングオフの行使をしたことが明確であれば、電子メールの発信時に効力が発生し得るということでございます。

○尾辻委員 事業者側の問題だったらそれでオーケーだった場合、じゃ、消費者側のサーバーとかプロバイダー側とか、いろいろな要件は考えられるじゃないですか。そうしたら、そのとき、事業者側に責任がない、帰責性がない、そのときはどうするんでしょうか。

○片桐政府参考人 メールが発信されたその個別の状況に応じて、消費者がクーリングオフの行使をしたことが明確かどうかということを判断して、明確であれば、電子メールの発信時に効力が発生し得るというふうに考えてございます。

○尾辻委員 それはどのようにして担保されるんでしょうか。

○片桐政府参考人 今般の特定商取引法の改正案におきましては、従来の書面に加えて、電子メール、SNS、記録媒体に記録された電磁的記録によるクーリングオフを可能としているところでございます。

電子メールについては、繰り返し回答で恐縮でございますけれども、基本的には送信すればすぐに到達し、効力を生じることになります。仮に、そのクーリングオフの電子メールが技術的理由や事業者が誤ったアドレスを表示することによって不到達になったとしても、クーリングオフ制度の本旨に鑑みれば、書面の発出時に効力を生じると解するのが妥当であると同様、消費者がクーリングオフを行使したことが明確であれば、クーリングオフは電子メールの送信をもってその効力が発生し得るというふうに考えております。

この点については、消費者や事業者が確実に周知するため、通達において明確化することとしたというふうに考えてございます。

律、これを普通に読んだら、九条一項は完全に民法の中の到達主義になってしまいますけれども、法文にちゃんと書かないとそれは担保されないんじゃないですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者のクーリングオフの意思表示でございませけれども、意思表示につきましては、消費者がその意思を明示したときにその効力を生じることが原則でございます。したがって、発信をもって効力が発生し得るというふうに解するところでございます。

○尾辻委員 ずっと堂々巡りになっていて、私の言っていることにお答えいただいていないんですよ。お答えいただいていないんです。何をもって担保するんですかと言ったら、通達でもって担保するとおっしゃいましたけれども、法律の文章にそれが書いてなければ、裁判で争われたときにどうやって解決するんですか。だって、法律に書いてないじゃないですか、そのように。書いてないですよ。

じゃ、聞きますけれども、発信でもってできるというふうに書いてますか、法律に。

○片桐政府参考人 この国会審議で御議論いただいている内容も踏まえて、この法律の内容の解釈が明確になるように、しっかりと通達に定めてまいりたいというふうに考えてございます。

○尾辻委員 これは通達ではなくて法律、ここに書き込まなければその効力は発生しないですから、この部分は大きな穴になる。だから、済みませんが、これは是非とも修正をしていただきたい。九条二項のところにしつかりと、メールによることは発信主義だということをちゃんとここにも入れていただきたい。是非ちゃんと協議をお願いしたいと思います。

ちよつと長引いてしまいました。次、ちよつと書面の電子化のこともやっておきたいと思っております。

本当に私、一番やつてはならないところをデジタル化されるんだということ、びっくりして

いるわけです。本当に、訪問販売とか電話勧誘販売とか連鎖販売、マルチという一番消費者被害が大きいところになぜこんなものを入れてしまうのかということについては、るる先ほどからありましたように、消費者側からの働きかけはなかったというように、立法事実がないことも分かりました。

そして、ちよつと今日、時間がないので指摘をしておきますけれども、規制改革推進会議の中で議論があったのも、特定継続的役務提供契約、これのデジタル化については消費者庁は、やりますよ、検討を進めると言っているだけなんです。だから、オンラインの例えは英会話をやられる方は、もちろん、オンラインで英会話できるぐらいですから、オンラインの技術があるんです。そういう方々に限って契約書を電子化なら、まだ百歩譲って理解できる場所がありますけれども、今回のほうではありません。訪問販売、マルチ販売、今までは膨大な被害を出しているところにこれをやるわけです。

今でも、多分、書面は出しますけれども、デジタルで欲しいと言えば、書面で出す以外にもデジタルで更にプラスして渡せばいいわけです。これをわざわざ入れる必要は私はないと思います。

ちよつと裏面を見ていただければと思うんですけども、じゃ、書面交付の電子化が認められているほかの法律がどれぐらい厳しいかということを持ってまいりました。

この部分、書面交付の電子化がやられている法律というのはどういうものがあるか、政府参考人からお聞きしたいと思っております。

○高田政府参考人 お答えいたします。特定商取引法以外にも、契約内容を明確にし、後日紛争を生じること等を防止すること等を目的として、事業者に対して、契約締結時等に書面交付義務を課す法律が存在いたします。

そのような法律のうち、例えば割賦販売法や電気通信事業法等の法律において、書面の交付に代

えて、消費者の承諾を得た場合に限り、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるとの制度を設けていると承知しております。

○尾辻委員 それらの法律は、見ていただいたら分かるように、販売業者とか販売代理店とか事業者自体が登録制なんです。ちゃんと管理できるようなっているんです。説明義務もちゃんとあるんです。ところが、特商法には、もちろん販売業者の登録制はありません、届出制もあります。そして、説明義務もありません。こんなところで書面交付だけ電子化したら一体どんなことになるのかということは、もうこれは火を見るより明らかではないかというところでございます。

大臣、先ほど、大臣、お聞きしたいんですけれども、大臣、今まで、マルチ販売とかこういう消費者被害に遭われた人の声は聞いたことありますか。

○井上国務大臣 直接には伺っておりません。

○尾辻委員 どんな方が被害に遭っておられるか、お分かりですか。

○井上国務大臣 もちろん、いろいろな被害者の方がいらつっしゃいますから、それぞれなことだと思っております。

○尾辻委員 どういう方々が被害に遭うかという、例えば高齢者の方々です。そんな、今スマホもなかなか触れない、そういう方々であったり。例えば持続化給付金、何が問題になったかといったら、メールアドレスがないと持続化給付金はもらえなかったじゃないですか。そうしたら、メールアドレスがなくて苦労したと、皆さんはきつと地元で、すごいそういうのを相談に乗られたと思うんですよ。これが現状ですよ。そこに、一番被害が多いここに入れるというのは、大臣、やはり現実が見えていらつっしゃらないんじゃないかと私はすごく思います。

本当は高田次長にも、この承諾の明示的に示す方法というのはどういうものかというのをもうちよつとお聞きしたかったんですけども、済み

ません、ちょっと私の時間が終わってしまいました。

是非ここは修正をしていただきたい。この部分は修正していただかないと消費者被害が拡大してしまうことになりますので、強くお願い申し上げます、私の質問にしたいと思います。

○永岡委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時十三分開議

○永岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉田統彦君。

○吉田統彦委員 立憲民主党の吉田統彦です。

本日は二十五分しかありませんので、早速始めさせていただきます。

まず、今回の法案の最大の問題点である書面交付義務の電子化についてお聞きします。

現在の特定商取引法においては、第四条において、販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならないとなっております。そして、その書面には、例えば訪問販売の売買の場合だと、商品、商品の対価、代金の支払いの時期及び方法、商品の引渡時期、クーリングオフに関する事項等を交付しなければならないと定められています。

今回の法改正で、政府案では、特定商取引法第二項に、「書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、

当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。」と定められています。

一方で、私も提出者の一員である野党案では、そのような第二項の追加はありません。

そもそも、現在の特商法で書面交付義務が定められている趣旨は、契約締結前における情報提供、契約締結後における契約内容を熟考する機会の確保、クーリングオフ権や中途解約権などの購入者等の権利行使に関する情報提供ということであり、消費者保護の観点から重要な意義を有していると考えます。

しかし、書面交付義務を電子化すると、そもそも書面と異なり、それを俯瞰して見ることができず、詳細な内容を見ようとすると、電子データの中から探さなければ確認することができないなどのデメリットがあります。特に、電子機器の取扱いに不慣れた高齢者や、また、最近の若者も一々書面を確認しないという点がありますので、交付義務が形骸化するのではないかと懸念を持っています。

加えて、高齢者にありがちな消費者被害としてオレオレ詐欺のような特殊詐欺がありますが、この一因は、高齢者が正当な判断を下せないまま、うまく乗せられてしまつて契約をしてしまうなどで金銭を支払つてしまつて、後で冷静になつて被害に遭つたことに気づくということがあるわけであります。

ともすると、売買そのものもうまく乗せられて契約に至つた上で、その勢いに乗り、電子交付の承諾についても同じタイミングで行われるわけですから、本人は、うまく乗せられて承諾してしまつた、あるいは承諾したのかどうかよく分からないという事態が想定されるわけですが、まず、本人の認識の中で承諾があつたかよく分からないという場合は承諾していないという理解で、大臣、よろしいですか。

○井上国務大臣 高齢者がよく分からずに承諾を

した場合、承諾があつたことにはならず、法律上、交付が義務づけられている契約書面を交付していないこととなります。民事上はクーリングオフを行うことができる期間が継続することとなるとともに、事業者の行為は、書面交付義務違反として、業務停止命令等の行政処分の対象となるほか、刑事上も六月以下の懲役又は百万円以下の罰金の対象となります。

○吉田統彦委員 大臣、ありがとうございます。

そうすると、もう一回確認ですが、本人の認識の中でいいですね。本人の認識の中で承諾したかどうか定かでないが本人が言っている場合は、事業者が承諾があつたと言つても、承諾していないという理解でいいですね、大臣。

○井上国務大臣 はい、それで結構です。

○吉田統彦委員 これはとても大事なことで、そうすると、その後で、よく分からないよ、電磁的な交付がされていても承諾をした覚えはないと消費者が言った場合は全て無効ということですよ、ね、大臣、今の御答弁だと。もう一回言いますが、電磁的な交付もされている、それで、事業者が、この方は契約をするし、承諾をしました、電磁的な交付も承諾をしたと言つたとしても、本人が、そんなことはよく分からない、今から思うとどうなつたかよく分からないと後で主張された場合はこの契約は無効ですね。

○井上国務大臣 高齢者がよく分からずに承諾をした場合は、承諾があつたことにはならず、法律上、交付が義務づけられている契約書面を交付していないこととなります。

○吉田統彦委員 分かりました。大臣、はっきりと答えていただいて、ありがとうございます。これは本当に大事なわけですね。

では、次の質問に行きます。ただ、こういった場合、もう少し細かいことも聞いていきますが、当初は購入の意思もなかった、そういった中で乗せられて契約してしまつた、その流れで交付義務のある書面の電子交付も承諾してしまつたと今度は本人が認めている場合

について、ちょっと大臣に確認していきます。

例えば、高齢者が、スマートフォンだと、画像は小さいですね、先ほど申し上げたように一枚の紙で俯瞰して見ることもできない、必要な事項を確認するにも不自由する場合も十分にあります。特に、そのようなときに、契約の成立を図つてあえて電子書面交付を行う業者の中には、当然、高齢者を食い物にしようとする業者がいることは十分に考えられるわけです。

そういった場合、野党の法案ではクーリング期間を七日間延長して消費者保護を図っているわけですが、消費者庁は、そのような場合のクーリングオフについて、どのような対応をして消費者保護を図るつもりでしょうか。大臣、お答えください。(発言する者あり)

○永岡委員長 止めてください。

〔速記中止〕

○永岡委員長 筆記を起こしてください。

高田次長。

○高田政府参考人 お答えいたします。

実質的な承諾がなされていない場合は、まだクーリングオフ期間でございますので、クーリングオフできるということになります。

○吉田(統)委員 だから、参考人の方で結構ですが、けれども、ちゃんと文章を読んで僕はレクしていますからね。通告されていないなんて、本当に失礼ですよ。

もう一回言いますけれども、七日間クーリングオフを、要は、本人はもう承諾したと言っているんです。いいですか、さつきと違う。さつきの大臣の答弁で、していないと言つた場合は、ちゃんとそれはしていないことになつて、契約自体が無効だと大臣おっしゃつてくださいましたね、はつきり。

そうじゃなくて、今回は、冒頭言つたように、認めている、本人が契約をした、電子書面も交付を承諾したと言つた時点から、要は、野党案だと七日間クーリングオフの期間を延長しているわけ

すよ。しかし、今法案では、こういった部分に対して、クーリングオフをしたい方に対してどのような対応をするつもりかということを知っているんです。

○高田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のような懸念もあろうかと思いますが、口頭や電話だけでの承諾は認めない、消費者が承諾をしたことを明示的に確認することとし、消費者から明示的に返答、返信がなければ承諾があったとはみなさない。ですから、委員がおっしゃるようなことは承諾にはならないと思います。

○吉田(統)委員 そうじゃなくて、承諾をしたと本人は言っているんです。いいですか。ちよつとよく聞いてください、次長。そこからクーリングオフをしたいときに、不十分な期間しか残されていないから、そういったところに関しては何か工夫をするのか、それとも全くしないのかということを知っているんです。

○高田政府参考人 消費者が自らの意思で明確に、それも検証可能な形でもちろん承諾がなされているということだと思しますので、その場合は、それによって書面を交付したときからクーリングオフの起算点になります。

○吉田(統)委員 じゃ、そこに対しては特段の対応はしないということですね。分かりました。

これは他の委員からも質問がありました。結局、書面の電子交付というのは、菅総理が進めるデジタル化の名の下で、本来必要のない、そして、デジタル化をしてはいけないデジタル化を進めるにすぎないこと、そして、法の本来の目的であるべき消費者保護とは何ら関係ないということが、だって関係ないですよ、明らかだと思いませんか。

大臣にお伺いします。一応、本当に大きな問題になってきている、ただ、さっき大事な答弁をした中で、大臣、この法案を撤回して野党案をしつかりとのみ込んでいただきたいんですけども、いかがですか。

○井上国務大臣 我々としては、国会に提出したこの法案、是非御理解をいただければと思っています。

○吉田(統)委員 よりよいものにしたというつもりで野党案を出しておりますので、また是非、いづれがかわっていただいても結構ですので、考えていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

通信販売というのは、大臣、通信販売事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引と消費者庁のホームページにも記載がありますね。

いわゆるネット取引、取引デジタルプラットフォームを利用した取引も原則として通信販売の範疇に含まれるわけですが、消費者保護の観点からいえば、実体のない怪しげな業者や名義を次々と変えていくような業者など、闇業者と言ってもよいかもしれません、こういった業者が取引デジタルプラットフォーム上や偽サイト等に存在して、被害に遭う例が報告されています。

特にこのようなネット上の取引から消費者が被害に遭わないために、消費者庁としてはどのような施策を行っていくのでしょうか。大臣にお尋ねします。

○井上国務大臣 最近の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新たな日常において、インターネット通信販売の重要性は高まっております。そのような中で、通信販売業者が特定商取引法に違反する行為に対して監視を強化する必要があります。具体的には、インターネット通販における特定商取引法に違反するおそれのある行為に対して、消費者庁に専属の担当を設けて調査、監視を行っているほか、インターネット通信販売等適正化事業として、外部の専用リソースも活用し、特定商取引法に違反するおそれのあるサイトのモニタリングを行っております。

○吉田(統)委員 モニタリングの話が出ましたですね。

実際、こういったネットの取引等だと、常に、法規制の穴をつく、ないしは先を行って詐欺的な手法を行って利益を上げて、消費者に被害が生じる例は、ニュースでもよく耳にしますよね、大臣。特に最近だと、そういった、それを利用して怪しげな商売をさせているデジタルプラットフォームやアフィリエイト広告、さらにはSNSを利用した取引など、様々、いろいろな形で出てきています。ともすると、ネット取引は通常は仲介取引にはなりませんが、いわば場を提供する取引デジタルプラットフォームへも何らかの対処をすべきだし、しないと消費者保護に穴が空いてしまうと思います。

そこで、今少し触れましたが、消費者庁としては、こういった取引、デジタルプラットフォームやSNS、アフィリエイト広告、そういったところを介する取引について、現在でもネット上のパトロールはなさっていると思うんですが、技術が進む中で、今後デジタル社会を迎えるということ、菅総理もしっかりと前進させたいとおっしゃっているわけですから、今後どのようなモニタリングやネット上のパトロールを行っていくのか、もう少し具体的に教えてください。

そして、大事なことは、デジタルプラットフォーム等の運営者や様々なSNS媒体の運営者に対して、ペナルティーや指導、さらには啓発、教育を行っていくべきだと思いますが、その点に関してはどうお考えでしょうか。

○井上国務大臣 今回御審議をいただいている特定商取引法改正法案は、悪質な販売業者等に対する規制であり、消費者と販売業者等との間の通信販売に係る取引の当事者ではない取引デジタルプラットフォーム提供者等に対して罰則等による措置を講ずるものではありません。

一方で、そのような立場にある取引デジタルプラットフォーム提供者等に対しても、悪質業者についての情報提供を行うことは重要であると認識しております。

事実、消費者庁は、取引デジタルプラットフォームにおいて偽ブランド品を販売していた通信販売業者十三事業者に対して特定商取引法の規定に基づき業務停止命令等の行政処分を行った際、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対して、違反についての情報提供を行い、さらに、当該情報も活用して、今後、消費者被害の発生又は拡大の防止に向けた対応を行うよう要請するなどの対応を行っております。

○吉田(統)委員 現行、今そうされているわけですが、今後、広がっていきませんか、大臣。今のその状況で十分だと思いませんか。それとも、何かしらもっと踏み込んだ特別なことを、先ほど私は、デジタルプラットフォームへの情報提供と大臣おっしゃいましたが、デジタルプラットフォームそのものにも指導とか啓発、また、こういった業者が紛れ込まないための工夫をさせるなど、そういったことが、大臣、必要だと思うんですが、だから、罰則など、啓発、教育、デジタルプラットフォームへも必要だと思うんです。そこに関しては、大臣、どうお考えなんですか。

○井上国務大臣 これは、先日御審議をいただいた取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律における官民協議会などの枠組みも利用して、取引デジタルプラットフォーム提供者とも緊密に連携しながら、悪質事業者による消費者被害が発生しないよう、適切な取組を行っていく方針です。

○吉田(統)委員 つまり、大臣、デジタルプラットフォームは、いかなる消費者被害があっても非はないと。今の答弁だとそういうことですよ。そこは連携を取っていくけれども、そこを、何らかの制約をしたり、何らかの指導、監査、そういったものを行っていく気はないという御答弁ですが、常に、じゃ、デジタルプラットフォーム等は善意の第三者と消費者庁は扱われるという意味の答弁でよろしいですか。

○井上国務大臣 そういった趣旨で申し上げたつもりはありません。いずれにせよ、例えば、この間審議をいただい

た取引デジタルプラットフォームの法律における官民協議会、こういった場を利用して様々な対応についても検討していきたいと思っています。

○吉田(統)委員 大臣、ただ、それだとそう聞こえちゃうんですよ。大臣がおっしゃっていることはよく分かります。しかし、私が申し上げているのは、消費者が何らかの被害に遭わないためには、様々な工夫が必要ですよ。大臣、様々な工夫、今おっしゃっていただいたじゃないですか。私は、取引で場の提供をするデジタルプラットフォームや様々なSNS、アフィリエイト広告、そういったところにも、こういったことが起こらないための指導ないしは、余りにもそういう状況が多くなったデジタルプラットフォーム等に対しては、ペナルティーや何らかの指導、監査、そういったものをすべきじゃないかと聞いている。

だから、大臣がおっしゃる話をそのまま聞いてしまおうと、彼らは善意の第三者だから何ら罪には問われないう、連携はするけれども、あくまで善意の第三者なんだというふうに聞こえるんです。だから、そこをもう一回お答えいただきたいんです。彼らは善意の第三者なのか、それとも一定の責任を負うのか、そこをお答えください。

○井上国務大臣 そういう意味では、取引デジタルプラットフォーム提供者と一口に言っても、いろいろな事業者がいるとは思いますが、ですから、先日も御審議いただいた法律の中でまずは努力義務を課したということですから、そういう意味では、一定の責任は当然あるかとは思っています。

○吉田(統)委員 分かりました。ありがとうございます。現段階ではそこまでしか御答弁できないと思いますので、それで結構です。

では、今度は、大臣、消費者が被害に遭わないように、広報したり、教育、啓発等をする必要も当然、ありますよね。これは非常に大事なことです。

こういった闇業者など悪質業者の被害を受けないように、消費者庁は消費者へのアプローチとい

うのはどのように行っていくのか。具体的な方策、今後ですよ、今までやってきたことじゃなくて、今後、この法案そしてデジタルプラットフォームの法案、そういったものと併せてどういった対応をしていくのかということをお答えください。

○井上国務大臣 消費者トラブルを未然に防止するためには、どのようなきっかけでトラブルに巻き込まれるか、消費者自身が把握しておくことが重要です。

消費者庁では、デジタルプラットフォームの利用に当たって消費者が注意すべき事項について普及啓発するためのハンドブック、「デジタルプラットフォームとの正しい付き合い方」を作成、公表しています。本ハンドブックでは、具体的なトラブル事例を複数挙げ、注意を促しております。

あわせて、デジタル取引、サービスに関連する最近の消費者トラブルについて具体的事例を学べる教材、「デジタル消費生活へのスタートライン」を作成し、学校現場などでの活用を目指しております。

今後は、Eラーニングやオンライン授業にも対応した動画やアプリといった啓発用デジタル教材の開発も行っております。

○吉田(統)委員 大臣、是非そこはしっかりとやってください。しっかりとやっていただいた上で、それを実現して、しっかりとやっていただきたいと思っています。

それでは、ちょっと時間がなくなってきましたので、送りつけ商法に関して大臣にお伺いさせていただきます。ちょっとレクをしていった順番は大分先に飛びますが。

送りつけ商法全般は禁止していないわけですね、今回、大臣。そもそも、一方的に送りつけるような取引というのを保護する必要というのは、大臣、ないと思うんです、それはいかなる状況であつてもね。海外でも、こういった送りつけ商法全般を無効としている国もありますよね。

そういった中で、今回の法改正では、なぜ、送りつけ商法そのものを禁止したり、その結果生じたりした契約を無効と規定しなかったのか、なぜ、一段厳しい、そもそも送りつけ商法自体を禁止するという法改正しなかったのかの理由を、大臣、お答えください。

○井上国務大臣 売買契約が存在しないのに商品を一方向的に送付し売買契約の申込みをする行為は、何ら正常な事業活動とみなされず、一切正当性のない行為です。一方的に送りつけた商品について代金を支払わなければならないと誤認させて代金を請求するような行為は、一種の詐欺行為と考えます。

今回御審議いただいている特定商取引法改正法案においては、消費者は一方的に送りつけられた商品やサービスを処分することができるようになりました。これにより、消費者は、送りつけられた商品の代金を支払わなくてはならないのではないかと不安から解放され、悪質事業者は、送りつけた商品の代金や送料に相当する額を損することとなるため、送りつけるインセンティブを失います。したがって、送りつけ商法による消費者被害の未然防止等に資する制度となっております。

○吉田(統)委員 大臣、分かるんですけども、支払っちゃう場合もありますよね、支払っちゃう場合、分かれますよね、大臣。つい今大臣がおっしゃったように、インセンティブはその業者にならなければならない。おっしゃったとおりです。ただ、消費者が支払っちゃう場合があるわけですよ。

だから、大臣は詐欺行為とおっしゃっていただきました。そのとおりですよ。ただ、じゃ、詐欺行為とまで大臣が国会の場でおっしゃるようなものを、全面完全禁止、支払った場合も全額戻せるとか、そういったふうの、もっと一段厳しい規定にしなかったのはなぜですか。

○井上国務大臣 先ほども申し上げたように、これは、何ら正常な事業活動とはみなされず、一切正当性のない行為というふうに考えています。ですから、一方的に送りつけた商品について代金を

支払わなければならないと誤認させて代金を請求するような行為は、一種の詐欺行為であるというふうに考えています。

○吉田(統)委員 つまり、大臣、返金の義務が出るということですね、今の大臣のおっしゃる方、そこを確認したいんです。払っちゃった人が保護されるかされないかというのを聞いているんですよ。そこは返金を法的にさせることはできるんですよ、払っちゃっても。

○井上国務大臣 これは正当性のない行為ですから、そういう意味では、契約が成立しないということになりますので、無効になるということだと思います。

○吉田(統)委員 では、返金をちゃんとしていただけということですね、法律的に。分かりました。ここはすごく大事なところで、大臣、はっきり言っていただけないと、ありがとうございます。まだまだ聞きたいことはあるんですが、委員長、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。また続きをさせていただきたいと思っています。

ありがとうございます。

○永岡委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。特定商取引法、預託法等改正案について伺います。

今回の政府提出法案には、契約書の電子化を可能とする項目が含まれました。これに対して多くの反対の声が上がっております。

四月二十五日付の日本消費経済新聞では、

特定商取引法・預託法等一括改正案に突然盛り込まれた契約書面等の電子化に反対する、あるいは、削除を求める意見書を出した消費者団体、弁護士会、司法書士会などの数は四月二十二日、百二十四団体に上った。短期間で異例な多さになった。「承諾した契約自体がトラブルになる取引分野では、契約書面交付電子化の「承諾」は被害防止の歯止めにならない」「高齢者を見守る人たちが被害に気付く機会を奪う」

「メリットよりデメリットの方が大きく、消費者被害を拡大させる」全く議論もせず、政治主導で入ったいびつさが随所に出ている」政省令で規定しても悪質業者は守らず、被害が必ず増える」など、さまざまな問題点が指摘されていると報じております。

四月二十二日で百二十四団体だったんですが、今日確認をいたしましたら、四月二十六日現在で百三十九団体に、更に増えているということなんです。

四月二十一日に、立憲民主党、日本共産党、国民民主党は、政府提出法案への対案として、消費者保護を徹底する観点から、販売業者等が交付すべき書面の電子化に関する規定は設けないなどとする消費者の権利実現法案を衆議院に提出いたしました。

四月二十二日本会議で、私も趣旨説明を行いました。書面であれば、本人が契約してしまったことを家族や友人に気づいてもらえらることで被害回復への道が開かれます、契約を書面で取り交わすことが消費者被害の拡大を防ぐ最後のとりでなんです、このように申し上げました。そして、政府案と野党案の質疑が始まったわけです。与党案、野党案については、柚木道義議員が質問をし、野党案については井上一徳議員が答弁をいたしました。

そこで、今日は、政府提出の法案について具体的に伺います。

四月二十二日の本会議で、井上信治大臣は、今回の特商法、預託法等改正案について、消費者ニーズの変化はまさに今回の制度改正の立法事実と御答弁されました。

しかし、今日の議論を通じて具体的な話はございませんでした。消費者からそんな声があるのかということについて、消費者庁長官は、紙などでもらったことはありませんでした。そうではないかなあと議論していましたということなわけです。

それで、二〇二〇年十一月九日の規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ会議では、書面や押印についての見直しについて、河野太郎行政・規制改革担当大臣が提起をし、そして、デジタル学習教材やプラットフォームを展開する事業者から、特商法の特定継続的役務提供の語学の教授に該当するために電磁的な契約書の交付が認められていない、電磁的な契約書を認めてほしいという要望があったというふうにあるわけなんです。これは事業者であって、議論の出発点としてはこういうことではなかったかと思うんですが、具体的に伺います。

○井上国務大臣 消費者ニーズの変化についてということでもよろしいですか。

○畑野委員 特商法、預託法について、消費者がこういうふう具体的に電子化をしてほしいと言ったという具体的な事実を教えてください。

○井上国務大臣 消費者ニーズの変化ということでも申し上げますと、この十年で、スマートフォン、スマートフォンの世帯保有率は約二・八倍、我が国の電子商取引の市場規模は約二・三倍と、急速に拡大をしております。また、高齢者もインターネットを介した機能、サービスを一定程度利用しており、令和元年における六十代のインターネットの利用率は九割を超え、七十代でも七割を超えています。このように、国民生活のデジタル化は急速に進展しており、規制や制度についてもこうした環境変化に即応していくことが求められております。

また、例えば、目次機能や検索機能を使うことにより必要な事項に容易に到達して契約内容を把握することや、書類の保管や複製を容易にするといった、消費者にとつてのメリットもあります。さらに、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人の接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながらインターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっていると認識しております。

○畑野委員 だから、具体的に何にも大臣は答え

なかったんじゃないですか、この間もそうだけれども。消費者からの、長官だって、そういう紙はもらっていませんでしたという先ほどの話でしよう。立法事実はないということなんです。

少し伺いますけれども、先ほど紹介した二〇二〇年十一月九日のワーキング・グループ会議の後、同年十二月二十一日、規制改革推進会議議長・座長会合が開かれ、特定商取引法の契約書面の電子化については議題にもされず、議論もされていないにもかかわらず、当面の規制改革の実施事項（案）の中に、突然、特定商取引法の特定継続的役務提供に係る契約前後の書面交付の電子化、次期通常国会に法案提出と盛り込まれたわけなんです。伺いますけれども、十一月九日からこの十二月二十一日まで、一体どこでどのような議論がされたんですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループで、まず、特定継続的役務提供というのが議論されております。また、それより少し前でございますけれども、十一月二日、その事務局である規制改革推進室から、全ての国民手続、ですから、特定継続的役務以外も含めて全部について検討の要請がございました。

以上を踏まえまして、全ての部門について電子化を検討するという方針にしたところでございまして。○畑野委員 そんないいかげんな話がありますか。だって、このときには、そう言われながら、特定継続的役務提供に係るとやったんでしょ。本当に不誠実ですね。

そして、消費者団体の意見も聞かないでやったんだけれども、ところが、今、高田次長も言ったけれども、それが特定商取引の類型全てに広げられるというのが二〇二一年一月十四日の消費者委員会です。もうどこでも議論がなくて、勝手に進めている。そこに消費者庁の取引対策課長が来て、二〇二〇年の十一月九日の規制改革推進会議

成長戦略ワーキング・グループで、先ほど言った

特定継続的役務提供における書面の電子化が議論になったと。さっきの次長の話と違うんですよ。なったと、十一月。スタートはここです。

そして、この議論も踏まえて更に消費者庁内で政策的な対応の検討を進め、特定継続的役務提供に加えて、訪問販売等の特商法の各取引類型、それと預託法において、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にするといった制度的見直しを行っていくとしたわけですよ。

規制改革推進会議議長・座長会合など含めて、そういう方向を出しながら、さらに、さっきの、それで進めるということなんです。

確認しますけれども、昨年の十二月二十一日から今年の一月十四日、一体、具体的に消費者のどのような意見を聞いたんですか。この限定で教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

確かに親会議は特定継続的役務だけでございましてけれども、十一月二日に事務局からそれ以外も全て検討というふうに来ておりますので、特定継続だけが検討というふうになったものではございません。

いずれにいたしましても、消費者団体等の意見を丁寧になければいけないと思っておりますので、今後とも慎重に対応したいと考えております。

○畑野委員 具体的に消費者の意見を聞いたんですかと聞いたんですけれども、どうですか、その答えは。

○高田政府参考人 様々な意見をお聞きしながら検討はしております。

○畑野委員 様々な中に消費者は入っているんですか。教えてください。

○高田政府参考人 消費者委員会の委員になっておられる方など、消費者団体の方にも意見を伺っております。

○畑野委員 それは何月何日ですか。

○高田政府参考人 内部の議論でございますの

で、お答えは差し控えたいと思います。

○畑野委員 様々とか、聞きましたとか、非公開の場じゃ駄目なんですよ。消費者の保護に関わるんですから、プロセスをちゃんと明らかにしないと駄目ですよ。だから、こんなことになっているんじゃないですか。

じゃ、これは、委員長、資料を出すようにお願いします。

○永岡委員長 後刻、理事会にて協議をさせていただきます。

○畑野委員 そして、二〇二一年の一月十四日の消費者委員会、さっきおっしゃった委員会、さっきも議論になっておりましたけれども、みんな反対じゃないですか。事前に聞いたと言うけれども、当日みんなびつくりして、言っておきましようか。

ある委員は、消費者は、契約書にサインしたときに、また、契約書を渡されたときに、そして二、三日後に頭を冷やしたときにその契約を認識します、そしてクーリングオフができます、こういったことから、私たちはすごく危惧しております。

二人目の方は、今回の書面の電子化については、参入規制もなく、悪徳商法が少なくない特商法、預託法の規制類型全てに導入するという点については、先ほど指摘がありましたように、相談現場などからは懸念が多いと聞いております。

三人目の方、特商法の取引類型なのですけれども、登録制も重要事項の説明義務もありますので、ほかの既に電子交付されている分野とはやはり横並びに扱うことはできないと考えております、電子交付が必要とは思われない、例えば訪問販売ですとか、そういったことを含めて同時に扱う必要はないのではないかと考えております。

次の方、余りにも拙速な電子書面化についてはやはり大変危惧しております。

次の方、消費者の承諾を得る、消費者が納得なくで希望した場合に限って電子化をするのだということなので、問題はないと聞こえるのですけれども、そこは全く違う、特定継続的役務提供とその他の取引類型というのは、誘引の段階における不意打ちだとか、あおりだとか、つけ込みとか、いろいろな誘引の中に問題があって、消費者が契約内容を確実に理解して意思決定ができる状態にないということを考えて、この書面交付だとか、その他の様々な規制が置かれています。

次の方、特商法と預託法に関しては、電子化の前に、まだ解決されていない問題が社会的に山積をしている、それを更に電子化することによって問題が拡大していくということについての相談員の皆様や現場の方々の懸念、これが歴然としてある。

こういうことです。さっき時間がなかったから代わりに言っておきますけれども、ということですね。

それで、伺いますけれども、消費者や相談員の団体からはニーズどころか多くの懸念が出た、これが事実なんです。とりわけ重大なのは、先ほどから議論されている承諾の問題です。

この法案には、「当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。」というふうになっているんだけれども、これは、先ほどから消費者委員会の委員からも言われた不意打ち、あおり、つけ込みなどの問題があつて、だからいろいろな規制が置かれているんだということで、皆さん、やってきたわけです。

四月二十五日の日本消費経済新聞に日本弁護士連合会の池本誠司弁護士がおっしゃっているんですけれども、半年間かけて昨年八月にまとめた検討委員会報告書、これは消費者庁の特商法・預託法検討委員会のことですけれども、委員もされておられたので、この報告書は高く評価できるものだった、何の議論もなく契約書面等の電子化が入ったのは驚きと怒りだと述べられ、以下、問題点を挙げたというんですね。

一つ目は、書面交付とクーリングオフの消費者保護機能が骨抜きになる。特商法は、トラブルが多い訪問販売やマルチ商法などを規制し、悪質な不意打ち勧誘や利益誘導勧誘による不本意な契約被害を防止、救済するために、契約書面等の交付を義務づけ、クーリングオフを付与している。全

国の消費生活センターなどに寄せられる訪問販売の相談件数は年間七から八万件、二〇一九年度は七万九千二十六件に上り、マルチ商法も一万件、二〇一九年度、一万二千六百十六件を超えている。こういうふうにならなければならないですね。

池本弁護士は、例えばということで、床下にシロアリが発生している、急いで駆除しないと土台が駄目になる、地震が来ると家が倒れるなどと突然やってきた訪問販売業者に勧誘された場合、本体の契約自体、その必要性や金額の妥当性を検討する余裕もなく承諾してしまう。そのときに、すぐに工事を手配するため、タブレット画面にサインをして、契約書もメールで送ると工事が早く手配できると言われると、契約書面の電子データ送付にも承諾してしまうと指摘をした。こういうことなんです。

こういった問題、一体どういうふうにするんですか。何をもちて承諾と言うんですか。

○高田政府参考人 まず、先ほどの御質問、今事実関係を確認いたしました。消費者委員会委員間打合せで消費者団体の方に御説明したのは、十二月十八日、一月七日、二回でございます。

それから、ただいまの承諾のところの御質問でございます。

承諾を実質的なものとする、すなわち消費者が本当に納得して承諾をしていることを確保することは、極めて重要なものであると考えております。

このため、消費者からの承諾の取り方については、承諾を得ていないにもかかわらず承諾を得たなどとする悪質事業者を排除する観点から、例えば、政省令、通達などにおいて、少なくとも、一、口頭や電話だけでの承諾は認めない、二、消費者が承諾をしたことを明示的に確認することとし、消費者から明示的に返答、返信がなければ承諾があつたとはみなさない、三、承諾を取る際に、その承諾によってどのような効果があるのか、どのような内容のことが電子メール等で送付されるのかを明示的に示すことなどを明示的に規定することが適切であると考えております。

消費者保護の観点から万全を期すよう、政省令、通達を作成する過程において、消費者団体等から現場での体験に基づく御意見などを十分丁寧に聞いて、具体的な規定等の在り方を検討してまいります。

○畑野委員 四月二十二日の本会議でも、井上大臣から、口頭や電話だけの承諾は認めないという御答弁はいただいているんです。

今、明示的なという話があるんですけれども、明示的なとは何ですか、具体的には。

○高田政府参考人 消費者が承諾したことが明確に分かる、そういうものではないかと。

○畑野委員 四月の二十三日の参議院地方創生・消費者問題特別委員会でも日本共産党の大門実紀史議員がそのことを取り上げたんですが、代わりにメールで確認しますだつたら何にも変わらないというところになるんじゃないですかと、くぎを刺しているんですね。つまり、ブラックボックスに入っちゃう。

だから、じゃ、明示的とは何ですか。例えば紙とか、そういうことになるんですか。

○高田政府参考人 先日の大門議員の御指摘、また今の畑野議員の御指摘等、あるいは消費者団体の意見を十分踏まえた上で、明示的、明確がどのようなことにするか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○畑野委員 それじゃ駄目なんですよ。三月三十日に参議院の財政金融委員会でも大門議員が麻生太郎財務大臣に質問しまして、それで、どうですかとこの問題を質問しました。麻生大臣の方からは、「消費者庁から出ています話ですので、紙での書面交付が原則という点に加えて、今後政省令を整備していくということが書いてありますので、具体的な消費者保護方策というのを定

諾があつたとはみなさない、三、承諾を取る際に、その承諾によってどのような効果があるのか、どのような内容のことが電子メール等で送付されるのかを明示的に示すことなどを明示的に規定することが適切であると考えております。

消費者保護の観点から万全を期すよう、政省令、通達を作成する過程において、消費者団体等から現場での体験に基づく御意見などを十分丁寧に聞いて、具体的な規定等の在り方を検討してまいります。

○畑野委員 四月二十二日の本会議でも、井上大臣から、口頭や電話だけの承諾は認めないという御答弁はいただいているんです。

今、明示的なという話があるんですけれども、明示的なとは何ですか、具体的には。

○高田政府参考人 消費者が承諾したことが明確に分かる、そういうものではないかと。

○畑野委員 四月の二十三日の参議院地方創生・消費者問題特別委員会でも日本共産党の大門実紀史議員がそのことを取り上げたんですが、代わりにメールで確認しますだつたら何にも変わらないというところになるんじゃないですかと、くぎを刺しているんですね。つまり、ブラックボックスに入っちゃう。

だから、じゃ、明示的とは何ですか。例えば紙とか、そういうことになるんですか。

○高田政府参考人 先日の大門議員の御指摘、また今の畑野議員の御指摘等、あるいは消費者団体の意見を十分踏まえた上で、明示的、明確がどのようなことにするか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○畑野委員 それじゃ駄目なんですよ。三月三十日に参議院の財政金融委員会でも大門議員が麻生太郎財務大臣に質問しまして、それで、どうですかとこの問題を質問しました。麻生大臣の方からは、「消費者庁から出ています話ですので、紙での書面交付が原則という点に加えて、今後政省令を整備していくということが書いてありますので、具体的な消費者保護方策というのを定

めるには、この中に、政省令の中に書いていって
もらわにゃいかぬことになるんですが。書く書
くといって書かないなんて例はいっぱいあります
から、そういった意味では、」と言っているんす
ね。

だから、少なくとも、こんな大問題になってい
るんだから、この場で言ってもらわなかつたら判
断しやうがないんじゃないですか。例えば紙と
か、そういうことも承諾の中に入るということを
考えているんですか、明示の中で。

○高田政府参考人 紙での承諾の取り方、それ以
外の取り方、いろいろ考えられると思います。一
番いいやり方を考えたいと思います。

○畑野委員 紙というふうにならなくておっしゃいま
した。

これは、どういうふうにならなくていくかというの
はあるんですけども、私は、しっかりと消費者
団体の皆さんに聞いて精査する必要があると思
います。どうですか。

○高田政府参考人 御指摘も踏まえまして、消費
者団体、弁護士の方、御意見を丁寧にとつ
て、消費者を守るための方策を検討したいと思
います。

○畑野委員 そういう一つ一つの具体的な
委員会ですべてくれないと、これは書く書くとい
って書かないということも起こり得るわけです
から。

私は、もう時間が来ましたが、幾つか質問し
ようと思ったんですけどもできないんですけれ
ども、井上大臣、菅義偉総理大臣と大門議員のや
り取りが三月二十六日にありました。その中身は
皆さんが紹介しているのであえて言いませんけれ
ども、私、大事だなと思ったことがあるんです。

それは、大臣に対して、相談員の方々が何を
言っているか。まず、入口でいろいろ考える時
間、ためらう時間がデジタル化によってなくなっ
てしまふんじゃないかということが一番心配して
いる。被害を発見するのも、家族が発見する。お
金がどんどんなくなっていく、何でだろう、聞い

たら本人は言わない、でも、たすの中に契約書
があつて、これは何の契約書ということで娘さん
が電話して、消費者センターに電話で発見して
いく。契約書を見て、紙を見て、あつと気がつく場
面がある、ここが大事なんだ。これが、パソコン
とかスマホに入っちゃうとブラックボックスに
なつちゃう、お金が減つていく理由は分からな
い、発見が遅れるということなんですね。

私、こういう実態を是非大臣につかんでいただ
きたいと思うんですが、いかがですか。

○井上国務大臣 事務方から答弁しているとお
り、これから、この法案を通していただいて、施
行までの間に、どのようにして消費者保護をしつ
かりやうっていくかということ、いろいろな、おつ
ちやるような事例を検討したり、あるいは様々な
御意見を伺った上で、しっかりと考えていきたい
と思つています。

○畑野委員 野党提案も是非与野党で議論して
いただいて、

○永岡委員長 時間でございますので、短くお願
いします。

○畑野委員 はい。
そのことを強く求めて、質問を終わります。

○永岡委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。
予定した質問の前に一問だけお願いしたいん
ですが、先ほど牧原委員が質問された送りつけとい
うのは大変大事な質問だったなと思つて、少し
ちよつと追加で質問させていたきたい
んですが、五十九条に、返還を請求することがで
きないというふうになつていて、どうなつてい
るんですか、この所有権というのはどういう状況に
なつていてと理解したいんですが。

要するに、処分の中には使用も入るというのが
答弁にありまして、ここはもう本当に大事なこ
とで、周知徹底していただかないと、もつたない
から使つた、だから代金を払わなきゃいけないと
勘違いをする人も多いと思うので、ここは、使

ても代金は払わなくていいんだということだとい
う答弁をされていて、これは本当に周知徹底して
いただきたいんですが、この商品の所有権とい
うのはどういうふうになつていてと考えると
いいんですか。

○片桐政府参考人 お答えいたします。
諸外国の法制によつては、送りつけ商法によ
つて送附された商品を贈与として扱い、所有権を移
転させる制度もあるというふうに承知をしてお
ります。

しかしながら、我が国における法制全体も踏ま
えた送りつけ商法に係る規定の在り方を検討した
結果、当事者間の合意なく、ある者の所有権を剝
奪し、他者に与えるという法的論理構成について
は、財産権との関係の整理など、極めて慎重な検
討が必要であると判断するに至つたところでござ
います。

このため、消費者が送りつけられた商品をどう
扱つていいか分からないという不安定な状況や、
もしかすると送りつけた者から返還請求をされる
のではないかと心配を払拭するため、より実
用的な規定として、消費者が頼んでもいないもの
を一方的に販売業者が送りつけた場合は、その販
売業者は商品の返還を請求することができないと
規定することとしたものでございます。

○串田委員 今聞いていてはつきりしなかつた
と思うんですけども、結局、所有権というのは誰
が持つていてというふうな最終的には我が方は決
めたんですか。要するに、使つてもいいというこ
とであれば、所有権は消費者に移つたと考えるん
ですか。どういふふうになつていてと考えると
いいんですか。

○片桐政府参考人 所有権の御指摘でございます
けれども、今般の法改正によりまして、消費者か
ら見ると、送りつけられた商品は直ちに処分等が
できることになるといふことでございまして、事
業者の側はその返還の請求をすることができない
といふことで、消費者保護は図られるといふこと
でございます。

○串田委員 だから、返還請求できないというの
は分かつたんですけども、債権的に。物権的な
所有権といふのはどうなつていてのか答えられな
いんですか、この法律は。

○片桐政府参考人 所有権につきましては、憲法
上の所有権の規定との関係がございまして、こ
の送りつけ商法については今回の法改正は、所有
権との関係については申し述べたことは控えたい
と思つておりますけれども、返還の請求をすることが事
業者はできなくなるといふことで消費者保護を図
るといふ趣旨のものでございます。

○串田委員 今、憲法二十九条のことだと思ふ
んですけども、そうすると、消費者が使用するこ
とができるというの、所有権はその瞬間、使用
者に移るんですか。二十九条で保護しなきゃい
けないからそれは述べないと言ふだけども、使
用者は消費していいわけでしょう。その所有権と
いうのは、その瞬間、消費者に移ると考えるん
ですか。その瞬間、送り主は所有権を放棄したと構
成するんですか。

○片桐政府参考人 お答えいたします。
憲法の所有権の問題に立ち入るといふことでは
なくて、不当利得の、利得の返還請求ですとか、
そういう民事上の手当てをするといふ趣旨で今
回の法改正を提案しているといふことでございま
す。

○串田委員 不当利得でいいんですか。そういう
ふうにはつきりと断言されていいんですか。
そうすると、その不当利得した後には、これはい
いなど自分が判断して契約をしてしまつたとい
う場合のその契約は、無効といふことになつてい
いますね。消費者が所有権を持つたわけだから。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。
一方的に商品を送りつけるといふことでござ
いますので、契約は成立をしていないといふこと
でございまして、代金を支払ふ義務といふのは発
生しないといふことでございまして。

○串田委員 所有権といふ基本的なことの説明が
できないという、ひどい法律ですよ、そうなつ

ちゃうと。所有権はちゃんと説明できないと、どうなっているのか。

最終的にできないでいいですか、説明が。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

財産権を移転するということは、憲法上保障された財産権の不可侵というものを侵すということになってしまいますので、財産権との関係については慎重な検討を要するものというふうに考えてございます。

○串田委員 だったら使用できないじゃない、消費者が。所有権は送り主にあるままなんでしょ。返還できないという債権的な規定は書いてあるけれども、所有権はまだ送り主にあるんだったら、どうして消費者は使用したり処分できるんですか。二十九条で所有権は大事だといって答えながら、消費者はそれは使用していいというのは、所有権の説明ができていないじゃないですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

所有権の問題については、先ほどの憲法上の問題がございまして、慎重な検討が必要だということでございます。

特商法におきましては、一方的に送りつけられた商品につきまして、消費者が今回の法改正で直ちに処分等を行うことができるということで、事業者の側から見ると、返還請求権がなくなる、そういう法改正の手当てをするという趣旨のものでございます。

○串田委員 堂々巡りになってしまいますけれども、返還請求することができないというのは債権的なことでしょうか。そして、消費者の方が、それでもいいという契約自体はしちやいけなんですか。この契約は、返還請求することはできないけれども、自分が使ってみて、いいものだと思つて、代金も払おうと思う消費者自体の契約は否定するんですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

商品の一方的な送りつけというのは、商品が送りつけられるということ、それから、事業者の側から契約の申込みがあるということござい

ます。

一方で、そういう申込みがなされていて、それに対して、消費者が自主的な判断でなされる、契約をするということはあるかと思ひますけれども、一方的な送りつけというもののについては、そもそも契約が成立していないということでございますので、今回の五十九条二の規制の対象になるということでございます。

○串田委員 今、質問は、その契約自体は有効なんでしょうか聞いたわけでしょう。それに対して、有効かどうか答えてくれないと、分からないじゃない。

○高田政府参考人 御質問が、受け取って、消費者が、これは自分が払わなきゃいけないんだというふうな誤解をしないで、完全にこれは送りつけ商法である、本来は払わなくていいんだけれども、これは気に入ったからお金を払いたいというふうに考えて払うという御趣旨だとすれば、それは、送りつけではなくて、新たに消費者の方から契約の意思をするということでございますので、その場合は有効になると思います。

ただし、それがあくまでも、事業者が送りつけたことよって誤認している、払わなきゃいけないと思つているのであれば、それは有効ではありません。

○串田委員 またちよつと重大な発言をしましたけれども、そうすると、消費者の方から新たな申込みをしたということになるんですか。

返還することができないといつて不当利得と言つたんですから、所有権はその瞬間に消費者に移るという前提で不当利得と言われたんでしょ。その後、今度、気に入ったら契約をするところであるというのは、物権的な所有権で説明できるんですか。矛盾するじゃないですか。

○高田政府参考人 まず、本件の法律は、所有権がどうこうなるというものではございません。

そういった上で、委員がおっしゃられているのは恐らく、全く、送りつけられたものを払わなきゃいけないとかそういう誤解、誤認ではなく

で、法律の趣旨も分かつた上で、いや、これはお金を払いたいんだということになれば、新たな申込みということになります。ただ、単に、送りつけられてきたから払わなきゃいけないと思つて新たにそれを払つてしまうというのは、これは契約が成立していないので、払う必要はございません。

○串田委員 払う、払わないと言っているんじゃない、所有権はどこにあるんですかと聞いているんですよ。債権と物権というのは民法に書いてあるでしょう。ちゃんと個別にそれを説明できないと、法律じゃないじゃないですか。

ただ、これだけやっていると、対案を質問しなきゃいけないので、また牧原先生にバトンタッチした後でお願いします。

この対案に関して、包括的つけ込み型勧誘取消権というのがありますが、政府が出されているものに対して、個別類型のつけ込み型勧誘取消権とどこが違うのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○尾辻議員 お答え申し上げます。

取消しの対象となるつけ込み型の包括的な類型について、政府は、これまでの法改正で追加した強迫型及びつけ込み型勧誘の個別類型の取消権で成年年齢引下げや高齢者被害への対応は十分であるとの考えのようです。

しかし、現行の個別類型の取消権では、適用場面が限定され、かつ、取消しが認められるための要件も必要以上に厳しいなど、消費者委員会の付言や国会における附帯決議によつて求められてきた取消しの対象となるつけ込み型の包括的な類型の導入に対応したものと到底言えません。

例えば、第四条第三項第四号のいわゆるデパート商法の取消権については、勧誘者に片思いしていると感じている消費者には認められないことになっていきます。しかし、片思いであるが両思いであるが、好意の感情につけ込まれて被害が生じるリスクに変わるところはなく、両思いである

と誤信している消費者と同様に取消権を認める必要

性は高いと考えています。

そこで、我々が提出した対案では、取消しの対象となるつけ込み型の包括的な類型について、消費者が合理的な判断をすることが困難な事情を有することを知りながら、社会通念に照らして当該消費者契約を締結しない旨の判断を困難にする行為をすること追加して、先ほど述べたようなデパート商法の被害者も含めて、取消権が広く認められるようにしております。

以上です。

○串田委員 要するに、個別的な類型化をしていくと、それをつなぎ合わせていくんだけれども隙間ができていってしまう、ですから、それを包括的にした方が消費者の保護にいいのではないかと

いうことですね。次に、書面の電子化というのが最大の争点になっているんだろなというふうに思っているんですけど、デジタル化に関しては一人残らずということをよく言われるんですが、果たして本当に一人残らず、取り残さないということが大事なんだろうかと。

私たちが例えばZoom会議をやるときには必要性に迫られてZoom会議をやつたりとか、あるいは、デジタル化というのはしようがないからやるといふビジネスマンはあると思うんですけど、社会の一般の書面で慣れ親しんだ高齢の方が、電子化までを、デジタル化までを取り残されない中に入れて押しつけられているのかというの、私も大変疑問に思っているところなんですけれども、書面の契約書というものの必要性というものはどのようにお考えでしょうか。

○尾辻議員 お答え申し上げます。

私どもの法案では、やはり書面の契約書は必要であるという考えの下に法案を提出させていただいております。

その理由について申し上げます。

特定商取引法の対象となる取引は、消費者が受動的な立場に置かれ、また、消費者に長期間高額な負担を負わせる取引もあること、預託法の対象

となる取引は、利益を捻出できる運用が可能か否か不明な取引破綻リスクが内在し、消費者が不当な損害を被ることがある取引であることから、いずれも、消費者にとつてリスクが高く、消費者に熟慮の機会を保障する必要があるものと言えます。

そのような特徴がある特定商取引法と預託法においては、契約書面等を紙で交付することは消費者に熟慮の機会を保障する手段として極めて重要であります。

紙の契約書、書面等については、取引条件やクーリングオフに関する事項について所定の大きさの文字で赤字で印字するなど目立つようにすることが求められていますが、書面交付を電子化した場合に同様のことを担保するのは極めて困難です。

加えて、契約書面等が紙で交付されることで家族などの第三者が消費者被害を認知する機会が増えること、消費生活相談の現場や弁護士が事業者と交渉する際の重要な証拠となるなど、契約書面等を紙で交付することのメリットは大きいと言えます。

以上を踏まえて、我々が提出した対案においては、事業者が契約締結時に交付する書面の交付の電子化に関する規定は設けないということにいたしました。

○串田委員 私たちが日頃デジタル化に慣れ親しんでいても、誤ってボタンを押してしまったときに、あつと慌てるかと思うんですが、紙であれば、これは出さないとというような判断ができるんですけども、一旦押してしまったときにどうやって訂正したらいいのかというのは、やはり、これに慣れていない高齢者なんというのは本当に困るんじゃないかな。消費者保護という観点で、これはやはりしっかりと検討しなきゃいけないと思います。党内でもしっかりと検討したいと思っています。

今日はどうもありがとうございます。
○永岡委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 国民民主党・無所属クラブの井上一徳です。

私も、ちよつと順番を変えて、先ほどの串田先生の送りつけ商法の所有権について、ちよつと確認をしながら質問をしたいと思っています。

私も、最初の理解は、送りつけられた瞬間にそのものはもう自分のものになって、処分もできるし、上げようと思えば上げれるし、捨てようと思えば捨てる、まさにそういう権利が新たに発生したという理解をしていたんです。私はそれが所有権なんじゃないかと思うんですけども、所有権と今御説明になっている権利、これは何が違うんですか。所有権との違いは何なんですか。

○片桐政府参考人 送りつけ商法の規定と所有権との関係でございまして、我が国における法制全体も踏まえた送りつけ商法に係る規定の在り方を検討した結果、当事者間の合意なく、ある者の所有権を剝奪し、他者に与えるという法的論理構成については、財産権との関係の整理など、極めて慎重な検討が必要であると判断するに至ったものであります。

このため、消費者が送りつけられた商品をどう扱つていいか分からないという不安定な状況や、もしかすると送りつけた者から返還請求をされるのではないかとという心配を払拭するため、より実用的な規定として、消費者が頼んでもいいものを一方的に販売業者が送りつけた場合は、その販売業者は商品の返還を請求することができないと規定することとしたものでございます。

○井上(一)委員 これは本当に消費者の人は聞いていても分からないと思うんですよ。

例えば落とした物だと、落とした物を拾って警察に届け出て、三か月たてば所有権が移転するわけですよ。これはもうまさに、あらゆる、自分のものですから、処分もできるし、売ることもできるし、何でもできるわけですよ。これとの違いは何なんですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。
落とした物の場合には所有者が不明であるという

ことでございますけれども、それと比べまして、送りつけ商法はそれと同一列には論じられないのではないかとというふうに考えております。

○井上(一)委員 ということは、やはり、所有権は送りつけた人、まさに事業者が所有権をまだ持っているということなんですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。
所有権につきましては、我が国における法制全体も踏まえた送りつけ商法に係る規定の在り方を検討した結果、当事者間の合意なく、ある者の所有権を剝奪し、他者に与えるという法的論理構成については、財産権との関係の整理など、極めて慎重な検討が必要であると判断するに至ったものでございます。

このため、消費者が送りつけられた商品をどう扱つていいか分からないという不安定な状況ですとか、もしかすると送りつけた者から返還請求をされるのではないかとという心配を払拭するため、より実用的な規定として、消費者が頼んでもいいものを一方的に販売業者が送りつけた場合は、その販売業者は商品の返還を請求することができないと規定することとしたものでございます。

今般の法改正によりまして、消費者から見ると、送りつけられた商品を直ちに処分等ができることとなります。この新たな制度については、コロナ禍での消費者の置かれた特殊な状況に乗じて詐欺的な行為を行おうとする悪質業者も見られることから、消費者庁としては、積極的に周知広報、普及啓発を行っていく方針でございます。

○井上(一)委員 同じ答弁なんです。これは根つこの部分なんです。根つこがぐらぐらしているから説明も分からないんですよ。

だって、じゃ、今の説明だと、剝奪できないというところは、所有権は、事業者、まさに送り主のものに、まだあるということですよ。所有権は。所有権が事業者にあるままの中で、送りつけられた人は自由に処分できる。できないんじゃないんですか、怖くて。だって、所有権はないんだから。自分のものだというふうに確信できてこ

そ、自由に処分できるわけでしょう。自分のものではないものを勝手に処分して、また何か、財産権云々かんぬんで、所有権は実はあなたじゃないんですよと、持っている事業主、送りつけた人からそんなことを言われたら、怖くて何もできないじゃないですか。

だから、明確に所有権が移ったんです、これはあなたのものなんですというふうに明確に仕切りをつけるべきじゃないですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。
所有権については慎重な検討が必要であるということでございます。

○井上(一)委員 だから、やはり、所有権については慎重な検討が必要ということ、所有権は依然として送りつけた人にあるということですよ。そこだけちよつと明確にしておいてください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。
所有権については、送りつけた者に所有権があったとしても、今回の法改正で、消費者は送りつけられた商品を直ちに処分等ができることとなるものでございます。

○井上(一)委員 何でも事業者は所有権。だから、所有権というのは、まさにあらゆることができる、処分もできるし、これは誰かに上げてもいいし、使つてもいいし、それが所有権じゃないんですか。所有権は事業主のままだってこういう新たな権利、そんなことはあり得るんですか。ちよつとしっかりと整理してもらわないと、消費者の人、困つてしまいますよ、本当に。

○高田政府参考人 お答えいたします。
今回の法改正では、直ちに処分できるというふうな改正でございますけれども、現行法においても、既に、十四日間を経過するともう返還請求はできないということになっております。それを縮めただけでございます。

これはかなり前に成立した法律でございますし、我々の理解としては、そのときの整理では、所有権が移るか移らないか、そういうふうな整理

はせずに、しかし、返還請求ができないということなので処分できるというふうに整理され、長年運用されてきたものでございます。

○井上(一)委員 長年運用してきたかどうかは別にして、今回、送りつけられた瞬間に消費者の人は何をしてもいい、処分をしてもいい、使ってもいい、売ってもいい、何をしてもいいということでしょう。だから、それは所有権なんじゃないんですかということなんです、それが。それが所有権じゃないんですか。

○高田政府参考人 同じ答えになって恐縮でございますけれども、かなり、相当前でございますけれども、この法制度ができたときに、当時から今まで十四日間でございますけれども、所有権を移転するというような整理はしておらずに、だけれども、返還請求できないので、結果として処分できるというふうな整理として、長年の間、これはいわゆるネガティブオプションと呼ばれておりますけれども、そういうような法律の運用が一般的に行われてきたところでございます。

○井上(一)委員 いずれにしても、これは全てでございまして、何をやってもいいわけですね。もう自分のものになるわけですね、要は。送りつけられた瞬間にその人のものなんです、もう。だから何をやってもしゃあいいわけですね。まさに自分のものとして扱っていいわけですね。何か違いがあるんですか、所有権との。

○高田政府参考人 お答えいたします。

所有権が移転するという整理は当時していないと承知しております。

ですから、何でもと言われると、それは境界はあるのかもしれませんが、少なくとも処分はできるということでございます。

○井上(一)委員 境界があるとすると、消費者の人もできないわけですよ、自由に。だから、その境界は何ですか。所有権と新たなこの制度との差分は、どこが差があるんですか。差があると、消費者の人は怖くて処分できないですよ。差がない、まさに所有権と一緒に自由に行けるわけですよ。

けです。

○高田政府参考人 お答えいたします。

ちょっと訂正させていただきます。

差がないというものでございます。ただし、所有権を移転するという整理はしていない。けれども、自由に処分できるという意味で差はないというものでございます。

○井上(一)委員 じゃ、全く一緒であったら、所有権は移転するというものでいいんじゃないですか。落とし物は三か月たつたら自分のものになるわけですね、誰も出てこなければ。所有権が移転する。だから、それと同じことで、商品が到着した瞬間に所有権が移ったという整理をした方が分かりやすいんじゃないですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

先ほど片桐審議官が答弁したこともございますように、やはり憲法上の問題がございしますので、所有権が移転ということに関しては慎重な整理が必要だということで、この法律、制度ができたときに、所有権の移転等々には踏み込まずに、処分はできるというふうな整理をしているんだと理解しております。

○井上(一)委員 いや、だから、それを、まさに今、法律を出しているわけですから、整理をした上で法律を出すというのが当たり前じゃないですか。だから、所有権は移転するという整理をしつかりつけてこの法律を出すというのが当たり前ではないですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

二週間、十四日間で返還請求できないという制度が既にありますので、それを今回縮めるということ、消費者被害の救済につなげるというものでございます。

○井上(一)委員 だから、十四日のときもいいんですよ。十四日たつたら所有権は完全に移転したわけですよ、そうですね、そうすると。

○高田政府参考人 現在の十四日間の制度でも、十四日たつたら所有権が移転するという整理はしていないと承知しております。

○井上(一)委員 だから、結局、堂々巡りの議論になるんですよ。

じゃ、所有権とその差は何ですかといったら、差はないんですよ、全く。全くなくて、自由に処分できるわけでしょう。自由に処分できる権利、これが所有権なんじゃないですかということですよ。

○高田政府参考人 繰り返になりますが、この送りつけというのはかなり前も相当な問題になりました。当時、英知を絞つてといいますか、所有権の問題には踏み込まずに、ただし、返還請求できないという法律を作ることによって、十四日たつたら自由に処分できるということで消費者を救済しようということで作られたものかと理解しております。それを今回、受け継ぐものでございます。

○井上(一)委員 いや、だから、その当時も曖昧だったわけですよ。曖昧なものを、曖昧だったもので、これでそのままだってくださいますか、これでは、今度は、本当に困っている方を、被害者を救うということですよ。被害者を救うには、被害者が分かりやすく、理解できないといけないわけですよ。だから、あらゆる処分ができませんよ、これは所有権があなたに移つたんですよと言え、所有者の人も、これはもう自分のものなんだと思わなければ。だから、何をやっていい。だから、自分のものなんだから、あえてお金を払う必要もないわけですよ。

もう一度、政府部内でしっかり認識の統一をした方がいいと思うんですけれども、どうですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

繰り返になりますが、憲法の問題もございまして、所有権の移転というふうな形の整理にするには慎重であるべきだと考えております。

いづれにせよ、今の法律の十四日間を縮めることによって、消費者被害の救済につなげるというものでございます。

○井上(一)委員 同じなんです、だから。慎重な検討は必要なんです、財産権だから。だから、先ほど言ったように、物を拾ったときでも三か月たつてそれで所有権が移るといふことをきちんと法律で、民法で決められているわけですよ。同じような考え方の整理を民法も含めてしっかりとやるべきじゃないですかというのが、私の指摘なんです。

済みません、もうあと三分しかないで、この議論はまた引き続きしたいと思います。これはやはり根っここの部分なので、本当に大事だと思います。前はこうだったのでこの考え方を受け継ぎましたでは、私はもう駄目だと思ふんです。消費者の方が理解しやすい形、これをやはりしっかりと整理する、しっかりと整理した上で、それを周知徹底する、これがやはり今の消費者庁には求められていると思います。

残りの時間で、書類の電子化について。

私も、今のデジタル化の流れを考えると、こういうこともあり得るのかなというふうに思ったりもしたんですが、やはり、これは消費者の被害を防止する法律ですから、防止しないといけないわけですよ。利便性を求める法律ではなくて、消費者の被害を防止する法律ですから、どうやって防止できるのか。その観点から、意見もたくさん来ているわけですね、本当に心配する意見が。やはり、そういう心配する人の気持ち、そこにしっかりと応えていかないといいない。

今、現時点で、消費者庁にはどのぐらいの意見が寄せられているんですか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

本法律案を国会に提出した本年三月五日までに、契約書面等の電子化に反対する意見について消費者庁に意見書を提出した団体数は、四十八でございます。内訳は、弁護士関係二十、司法書士会等五、全国知事会一、消費者団体等二十二でございます。いづれにしても、書面の電子化に反対、若しくは慎重な検討を求めるものでございます。

その後、四月二十三日までに、更に、弁護士関係十五、消費者団体等二十八、司法書士会等四、

地方公共団体関係四、生活協同組合連合会三などが届いておりまして、四月二十三日時点で意見書を提出した団体数は百二十三でございます。いずれも、電子化に反対、若しくは慎重な意見を求めるものでございます。

○井上(一)委員 こういう声に応えていかないといけないと思うんですね。電子化について、私は、もうちよつとやはり一呼吸置いて、政府の中でももう一度よく検討し、消費者の方の意見を聞く、こういう姿勢が大事じゃないかと思うんです。

今まさに、先ほどの議論を聞いていても、政令、省令の考え方は示されましたけれども、まさにこれから制度設計ですよ。これから消費者の意見を聞く。やはり、制度設計をしっかりと、消費者の方々の意見を聞いて、納得できるものにした上で実行していく、そういうスタンスが非常に重要だと思うんですが、大臣にこの点についてお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○井上国務大臣 消費者庁としては、消費者団体などの御意見も十分に踏まえながら、決して消費者にとって不利益になることがないよう、政省令、通達などの策定過程において詳細な制度設計を慎重に行い、消費者の利便性の向上や消費者利益の保護の観点から万全を期してまいります。

○井上(二)委員 よりよい法律にしていくなために、しっかりとやはり与野党協議はしていくべきだということを申し述べて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○永岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る五月十一日火曜日午前九時三十分、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る五月十一日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

令和三年六月七日印刷

令和三年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F